

第7期
熊本市障がい福祉計画
第3期
熊本市障がい児福祉計画

(案)

令和5年（2023年）2月
熊本市

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の基本理念	1
3. サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方	1
4. 計画の位置づけ	2
5. 計画の対象者	3
6. 計画期間	3
7. 計画の進行管理	4
第2章 障がい者数の現況	5
1. 障害者手帳の所持者数	5
2. 身体障害者手帳所持者数	6
3. 療育手帳所持者数	7
4. 精神障害者保健福祉手帳所持者数	8
5. 発達障がい者支援センター相談支援件数	10
6. 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数	11
7. 障害福祉サービス支給決定者数	13
8. 障がい保健福祉施策関連事業費	14
9. 障害福祉サービス等の状況	15
第3章 令和8年度（2026年度）の成果目標	17
1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行	17
2. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	18
3. 福祉施設から一般就労への移行等	20
4. 障がい児支援の提供体制の整備等	23
5. 相談支援体制の充実・強化等	26
6. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	29
第4章 障害福祉サービス等の必要量の見込み	31
1. 訪問系サービスの見込量	31
2. 日中活動系サービスの見込量	33
3. 居住系サービスの見込量	44
4. 相談支援の見込量	47
5. 障害児通所支援の見込量	50
6. 障害児相談支援の見込量	55
7. 障害児入所支援の見込量	56
8. 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	58
9. 発達障がい者等に対する支援	59
10. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	63
11. 子ども・子育て支援事業の提供体制の整備	67

第5章 地域生活支援事業の必要量の見込み	68
1. 理解促進・研修啓発事業.....	68
2. 自発的活動支援事業.....	68
3. 相談支援事業.....	68
4. 成年後見制度利用支援事業／成年後見制度法人後見支援事業.....	69
5. 意思疎通支援事業.....	70
6. 日常生活用具給付事業.....	71
7. 手話奉仕員養成研修事業.....	72
8. 移動支援事業.....	72
9. 地域活動支援センター機能強化事業.....	73
10. 発達障がい者支援センター運営事業.....	74
11. 障害児等療育支援事業.....	74
12. 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業.....	75
13. 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業.....	76
14. 日中一時支援事業.....	76
15. 福祉ホーム事業運営費助成.....	77
16. 訪問入浴サービス事業.....	77
17. 生活支援事業（視覚障がい者の生活訓練）.....	78
18. 障がい者スポーツ大会.....	78
サービス等見込み量一覧	
資料編	

*** 「障がい」の表記について**

この計画では、「障害」と「障がい」の2つの表記があります。法令や条例等の名称、定義された固有名称等については「障害」と表記し、そのほかは「障がい」と表記します。

*** 「個別の単位」について**

- ① 時間/月・・・月間のサービス提供時間
- ② 人/月・・・月間の利用人数
- ③ 人日/月・・・月間の利用人数 × 一人一月あたりの平均利用日数

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

第7期熊本市障がい福祉計画及び第3期熊本市障がい児福祉計画（以下、「本計画」という）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法に基づき策定するものです。

策定にあたっては、国の定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即し、障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度（2026年度）末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるよう、本市における障がい者の現況やニーズ等を踏まえたうえで、数値目標の設定やサービスの需要の見込量を算出します。

2. 計画の基本理念

次に掲げる基本理念に配慮して障害者総合支援法や児童福祉法に基づく業務の円滑な実施を目指します。

- (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障がい福祉人材の確保・定着
- (7) 障がい者の社会参加を支える取組

3. サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

- (1) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方
 - ①全国で必要とされる訪問系サービスの保障
 - ②希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
 - ③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
 - ④福祉施設から一般就労への移行等の推進
 - ⑤強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者等に対する支援体制の充実
 - ⑥依存症対策の推進

(2) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

- ①相談支援体制の充実・強化
- ②地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ③発達障がい者等に対する支援
- ④協議会（障がい者自立支援協議会等）の活性化

(3) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

- ①地域支援体制の構築
- ②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- ④特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
 - ・重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実
 - ・強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対する支援体制の充実
 - ・虐待を受けた障がい児に対する支援体制の整備
- ⑤障がい児相談支援の提供体制の確保

4. 計画の位置づけ

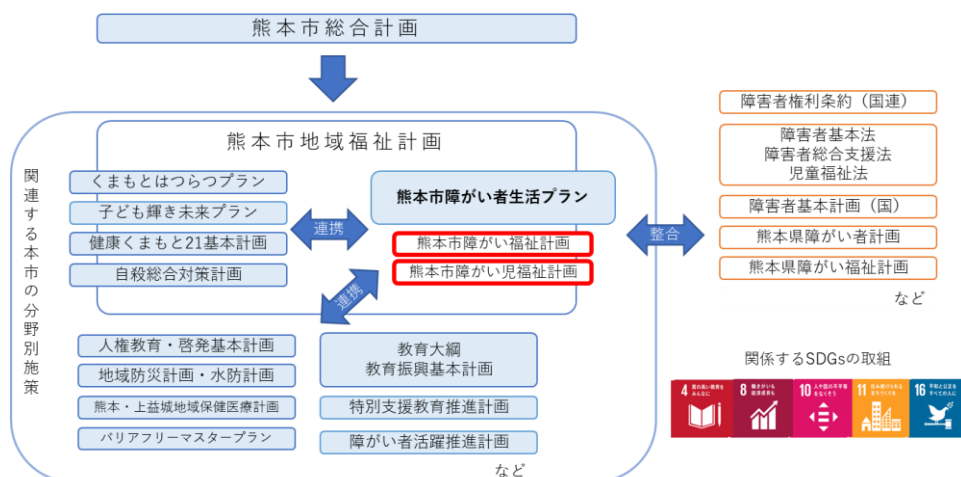
(1) 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体の計画として策定するものです。「市町村障害児福祉計画」は、児童福祉法の一部改正に伴い、平成30年度から新たに定めることになりました。

(2) 他の計画との関係性

本計画は、国の基本指針及び熊本県障がい福祉計画との整合性を図るとともに、「熊本市総合計画」及び「熊本市障がい者生活プラン」をはじめ、「熊本市地域福祉計画」「熊本市子ども輝き未来プラン」「くまもとはつらつプラン」等の本市における分野別計画との整合を考慮のうえ策定します。

また、本計画については、「誰一人取り残されない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すSDGs（Sustainable Development Goals〔持続可能な開発目標〕）の理念を踏まえ、取組を推進します。



(3) 施設整備との関係

本計画に定めた数値目標やサービス見込量等を着実に達成するため、今後の社会情勢等を見据えつつ、真に緊急性・必要性があると認められる施設整備を計画的に進めます。

5. 計画の対象者

この計画の対象となる「障がい者」とは、障害者総合支援法第4条第1項に規定された以下の者をいいます。

- ① 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者
- ② 知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち18歳以上である者
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。）のうち18歳以上である者
- ④ 難病患者等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者）であって18歳以上である者

また、「障がい児」とは児童福祉法第4条第2項に規定する者をいいます。

6. 計画期間

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は、3年ごとの計画策定が基本指針により定められています。このため、本計画の計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間です。

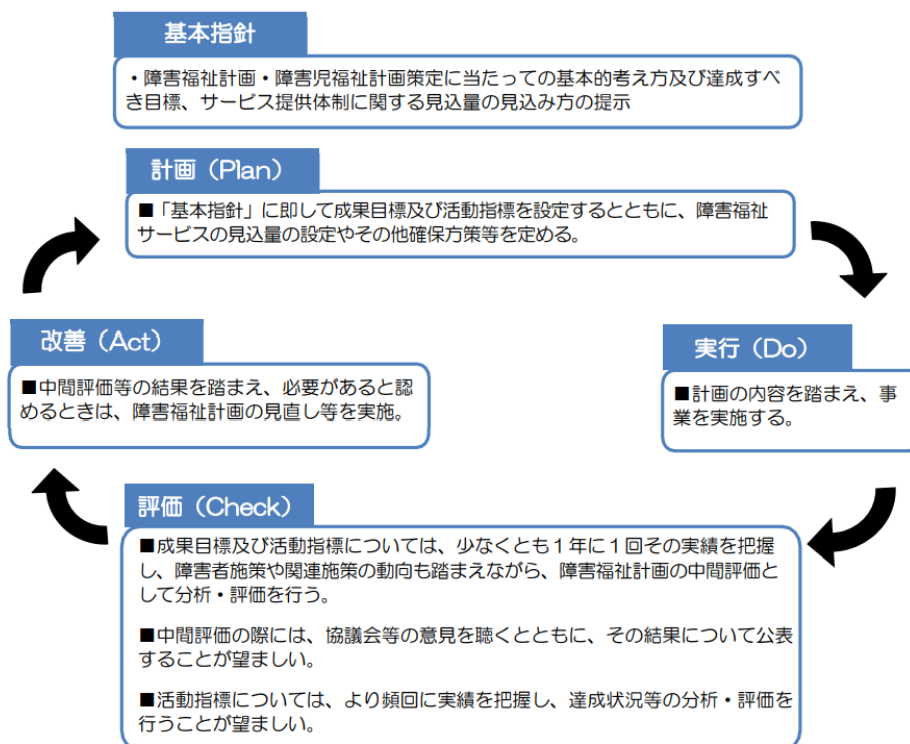
R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)	R9年度 (2027年度)
熊本市障がい者生活プラン			熊本市障がい者生活プラン			
		(見直し)				
⇒基本理念と施策の方向性を定める						
第6期熊本市障がい福祉計画 第2期熊本市障がい児福祉計画			第7期熊本市障がい福祉計画 第3期熊本市障がい児福祉計画			
		(見直し)			(見直し)	
⇒数値目標と障害福祉サービス等の見込量を定める						

7. 計画の進行管理

障害者総合支援法の中で、障害福祉計画等に盛り込んだ事項について、定期的に調査・分析及び評価を行い、必要があると認める時は、障害福祉計画等を変更することその他の必要な措置を講ずることとされています。

本市ではPDCAサイクルに沿って、成果目標と活動指標について毎年その実績を把握し、「熊本市障害者施策推進協議会」等で分析・評価を行います。

図表 12 障害福祉計画・障害児福祉計画におけるPDCAサイクルイメージ



【出典：障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル（厚生労働省）】

※PDCAサイクル…様々な分野・領域における品質改善等に広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実施 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」のプロセスを順に実施していくもの

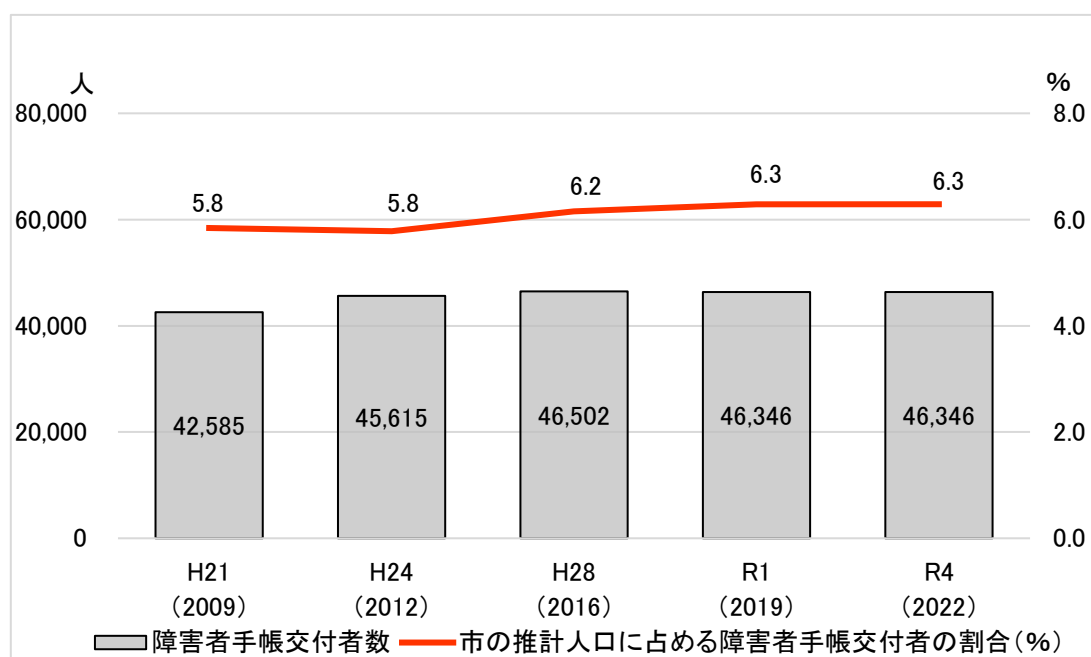
第2章 障がい者数の現況

1. 障害者手帳の所持者数

本市における身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者（重複含む）は、令和4年度（2022年度）末現在で延べ46,346人であり、市民の6.3%（約16人に1人）が身体的又は精神障がいの手帳を所持している状況です。

療育と精神の手帳所持者数は年々増加傾向にあります。

障害者手帳所持者数と対人口比の推移



単位：人

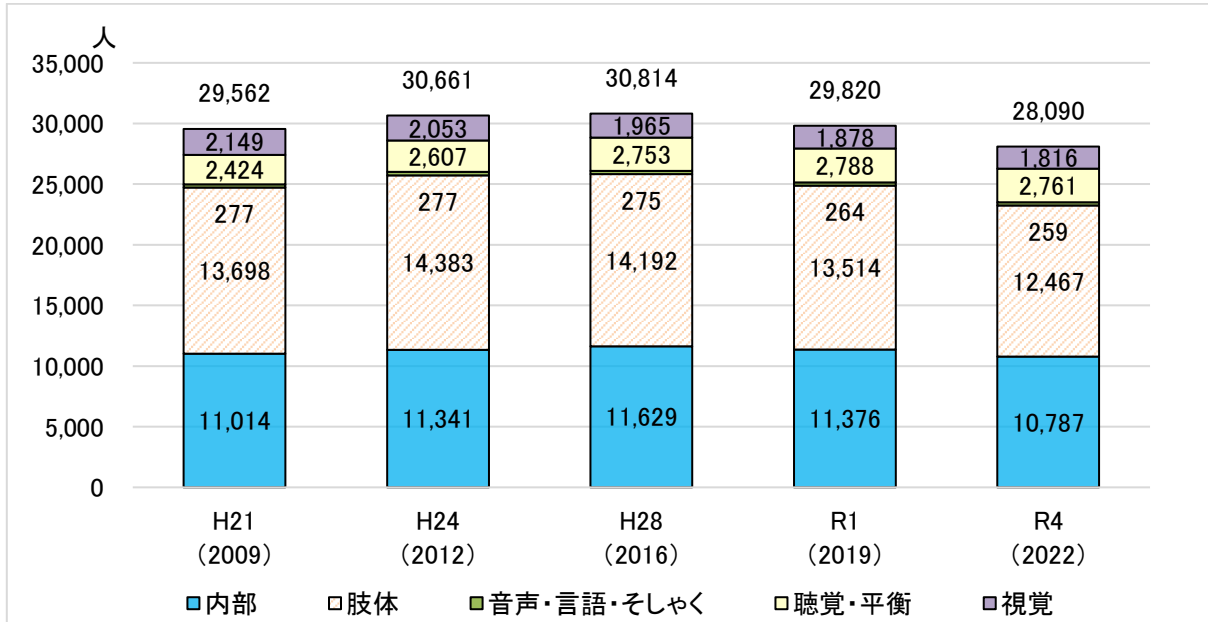
年度	H21 (2009)	H24 (2012)	H28 (2016)	R1 (2019)	R4 (2022)
身体障害者手帳	29,562	30,661	30,814	29,820	28,090
療育手帳	4,999	5,686	6,600	7,260	7,926
精神障害者保健福祉手帳	4,993	6,238	8,201	9,422	10,330
合計	39,554	42,585	45,615	46,502	46,346

※各年度末時点

2. 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は、令和4年度（2022年度）末で28,090人となっており、障害者手帳所持者総数の約61%にあたります。令和元年度（2019年度）と比較すると1,730人減少しています。

障がい部位別にみると、肢体不自由、内部障がいの順で多く、この両部位で身体障害者手帳所持者数のうち約83%を占めています。



(1) 障がい部位別の手帳所持者の推移

単位：人

年度	H21 (2009)	H24 (2012)	H28 (2016)	R1 (2019)	R4 (2022)
視覚	2,149	2,053	1,965	1,878	1,816
聴覚・平衡	2,424	2,607	2,753	2,788	2,761
音声・言語・そしゃく	277	277	275	264	259
肢体	13,698	14,383	14,192	13,514	12,467
内部	11,014	11,341	11,629	11,376	10,787
合計	29,562	30,661	30,814	29,820	28,090

※各年度末時点

(2) 年齢構成別の手帳所持者の推移

単位：人

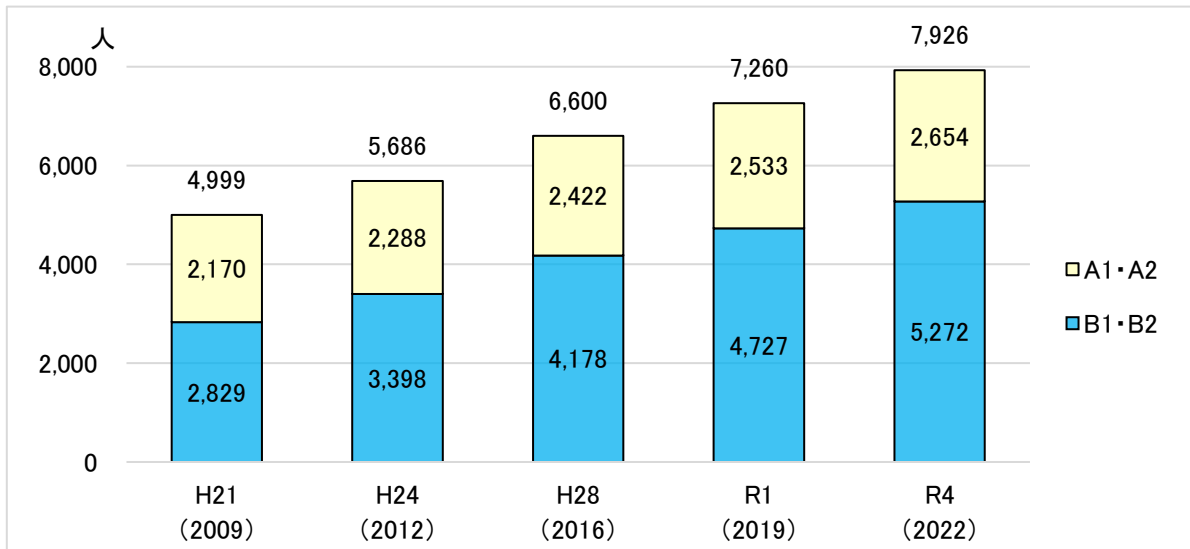
年度	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
18歳未満	510	519	524	525	513
18歳以上	29,726	29,301	28,745	28,250	27,577
合計	30,236	29,820	29,269	28,775	28,090

※各年度末時点

3. 療育手帳所持者数

療育手帳の所持者数は、令和4年度（2022年度）末で7,926人となっており、障害者手帳所持者総数の約17%にあたります。令和元年度（2019年度）と比較すると、666人増加しており、増加率は約9%となっています。

（1）判定別の手帳所持者の推移



単位：人

年度	H21 (2009)	H24 (2012)	H28 (2016)	R1 (2019)	R4 (2022)
A1・A2	2,170	2,288	2,422	2,533	2,654
B1・B2	2,829	3,398	4,178	4,727	5,272
合計	4,999	5,686	6,600	7,260	7,926

※各年度末時点

（2）年齢構成別の手帳所持者の推移

単位：人

年度	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
18歳未満	2,224	2,305	2,364	2,366	2,414
18歳以上	4,780	4,955	5,105	5,323	5,512
合計	7,004	7,260	7,469	7,689	7,926

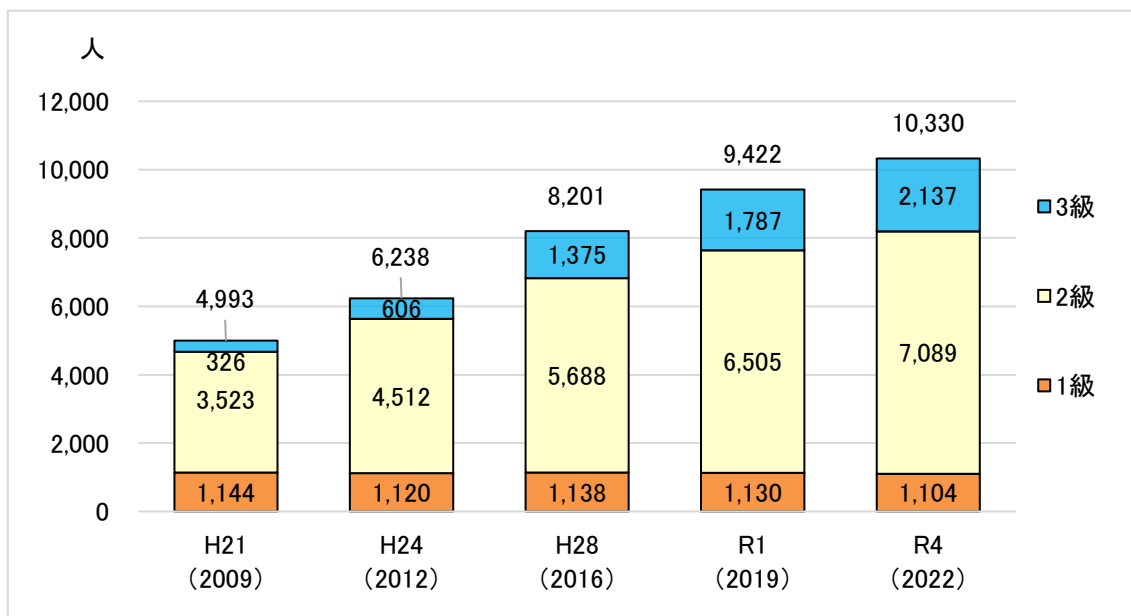
※各年度末時点

4. 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和4年度（2022年度）末で10,330人となっており、障害者手帳所持者総数の約22%にあたります。令和元年度（2019年度）と比較すると908人増加しており、増加率は約10%となっています。

身体障害者手帳、療育手帳と比較して、所持者数の増加率は最も高くなっています。

（1）判定別の手帳所持者の推移



単位：人

年度	H21 (2009)	H24 (2012)	H28 (2016)	R1 (2019)	R4 (2022)
1級	1,144	1,120	1,138	1,130	1,104
2級	3,523	4,512	5,688	6,505	7,089
3級	326	606	1,375	1,787	2,137
合計	4,993	6,238	8,201	9,422	10,330

※各年度末時点

（2）年齢構成別の手帳所持者の推移

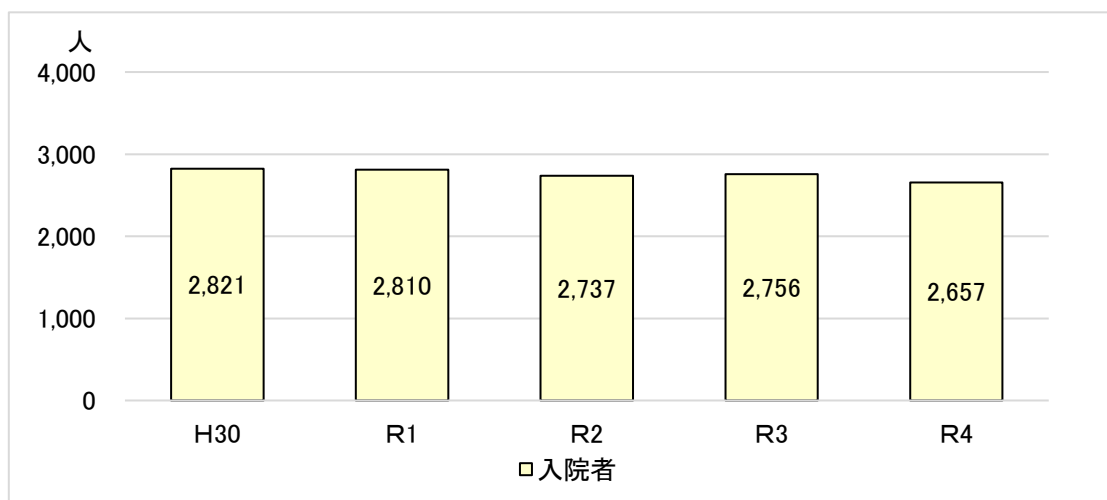
単位：人

年度	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
18歳未満	123	130	126	147	163
18歳以上	8,795	9,292	9,637	10,182	10,167
合計	8,918	9,422	9,763	10,329	10,330

※各年度末時点

(3) 精神科医療機関の入院者、通院者の推移

令和4年度(2022年度)の入院者は2,657人となっており、令和3年度(2021年度)と比較すると99人減少しています。



単位：人

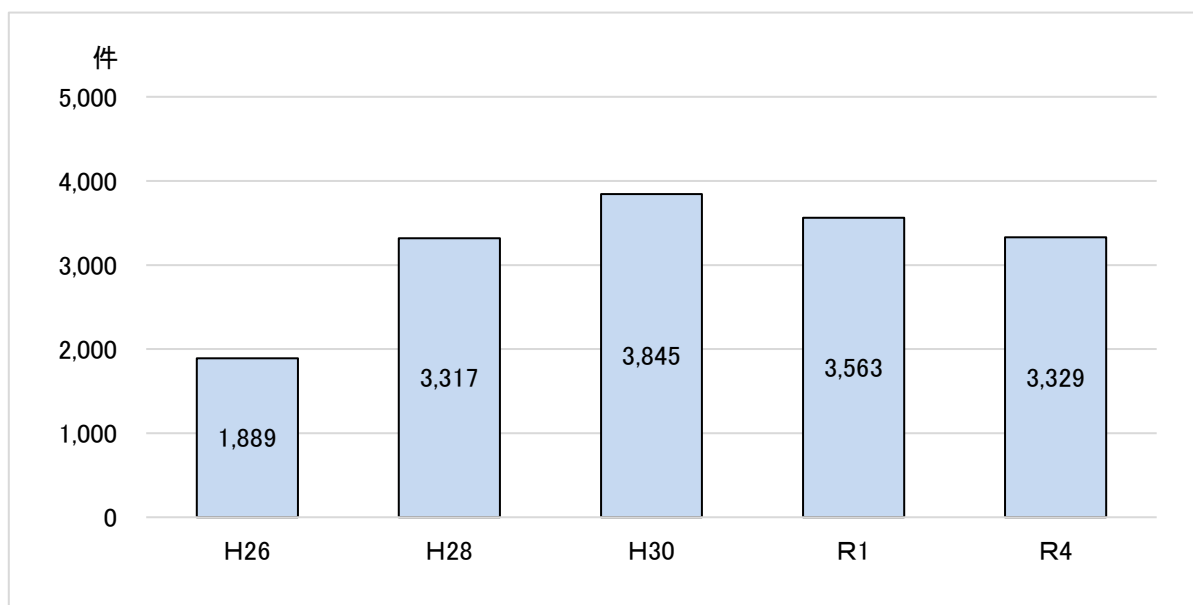
年度	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
入院者※1	2,821	2,810	2,737	2,756	2,657
精神科病院月報 (平成30年度精神科病床を有する病院20か所)※3	29,252	27,162	26,298	27,258	26,935

※1 各年6月30日現在

※2 各年6月の1ヶ月間の外来受診患者実人数

5. 発達障がい者支援センター相談支援件数

熊本市発達障がい者支援センターは、平成 24 年度（2012 年度）から設置をしています。相談支援件数は、平成 30 年度（2018 年度）までは増加傾向にありましたが、令和 4 年度（2022 年度）は 3,329 人となっており、令和元年度（2019 年度）と比較すると 234 件減少しています。



単位：件

年度	H26 (2014)	H28 (2016)	H30 (2018)	R1 (2019)	R4 (2022)
相談支援件数(延べ)	1,889	3,317	3,845	3,563	3,329

※各年度末時点

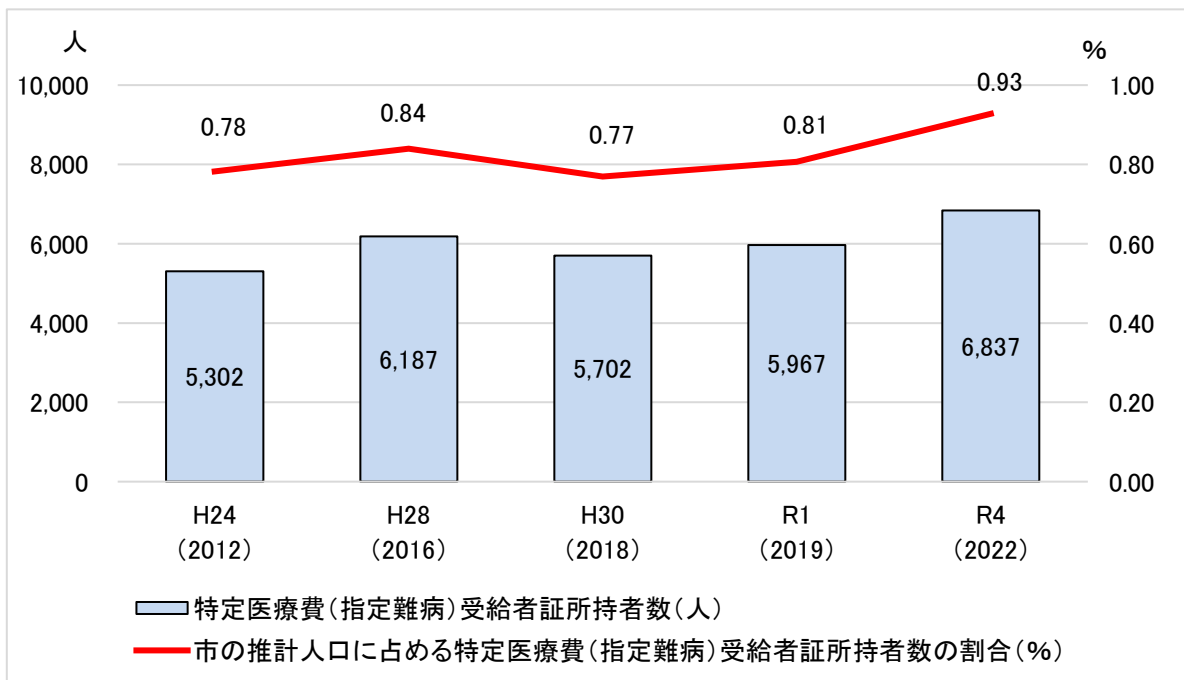
6. 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数

原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる「難病」のうち、厚生労働省が定める疾患を「指定難病」といいます。治療費の一部または全部を公費で負担する指定難病医療費助成制度があり、対象者には特定医療費（指定難病）受給者証が交付されます。

また、難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）に基づき、平成27年（2015年）1月に特定疾患研究治療事業から指定難病医療費助成制度へと移行し、医療費助成の対象疾病数が逐次拡大されてきました。

令和4年度（2022年度）の特定医療費（指定難病）受給者証所持者数は、6,837人となっており、令和元年度（2019年度）と比較すると870人増加しています。

平成26年（2014年）12月31日までに旧制度（特定疾患治療研究事業）にて認定されていた患者に対し、難病法移行後も平成27年（2015年）1月1日から平成29年（2017年）12月31日までの3年間において経過措置が設けられていました。しかし、経過措置終了後の新制度における重症度を含む医学的審査により、医療費助成の認定基準を満たさず認定されなかったため、平成29年度（2017年度）において受給者証所持者数が減少しています。



年度	H24 (2012)	H28 (2016)	H30 (2018)	R1 (2019)	R4 (2022)
特定医療費（指定難病）受給者証所持者数（人）	5,302	6,187	5,702	5,967	6,837
市の推計人口に占める特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の割合（%）	0.78	0.84	0.77	0.81	0.93

※各年度末現在

<難病法に基づき厚生労働省が定める指定難病>

平成 27 年（2015 年）1 月から 110 疾病、平成 27 年（2015 年）7 月から 306 疾病、平成 29 年（2017 年）4 月から 330 疾病、平成 30 年（2018 年）4 月から 331 疾病、令和元年（2019 年）7 月から 333 疾病、令和 3 年（2021）11 月から 338 疾病。なお、「厚生科学審議会疾病対策部会指定難病検討委員会」において検討を行い、その検討結果を踏まえ、順次、対象疾病の追加指定が行われることとしている。

<障害者総合支援法の対象となる疾病>

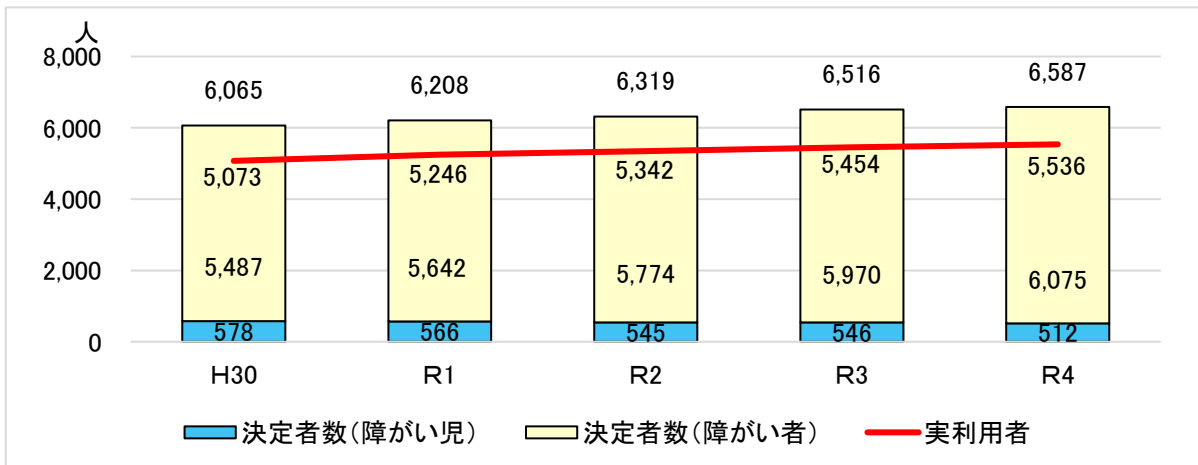
平成 27 年（2015 年）1 月から 151 疾病、平成 27 年（2015 年）7 月から 332 疾病、平成 29 年（2017 年）4 月から 358 疾病、令和 2 年（2020 年）7 月から 361 疾病、令和 3 年（2021 年）11 月から 366 疾病、令和 6 年 4 月から 369 疾病。なお、「障害保健福祉部障害者総合支援法対象疾病検討会」において、疾病の要件や対象疾病の検討を行うこととしている。

7. 障害福祉サービス支給決定者数

障害福祉サービスの支給決定者数及び実利用者数の推移を見ると、いずれも増加傾向にあり、過去5年間で約1.1倍となっています。

また、障害児通所支援の支給決定者数及び実利用者数の推移も増加傾向にあり、過去5年間で利用決定者数、実利用者数はともに約1.6倍となっています。

(1) 障害福祉サービス

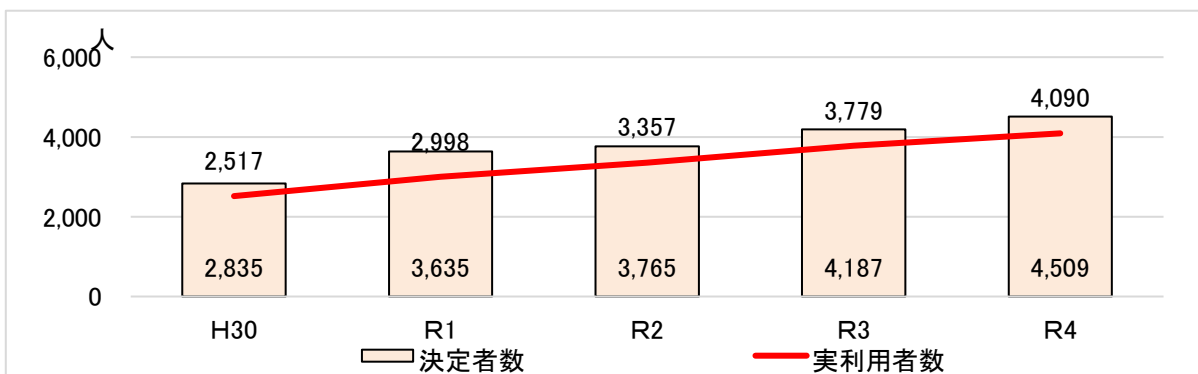


単位：人

年度	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
実利用者数	5,073	5,246	5,342	5,454	5,536
支給決定者数(障がい者)	5,487	5,642	5,774	5,970	6,075
支給決定者数(障がい児)	578	566	545	546	512
支給決定者数(合計)	6,065	6,208	6,319	6,516	6,587

※各年7月時点

(2) 障害児通所支援



単位：人

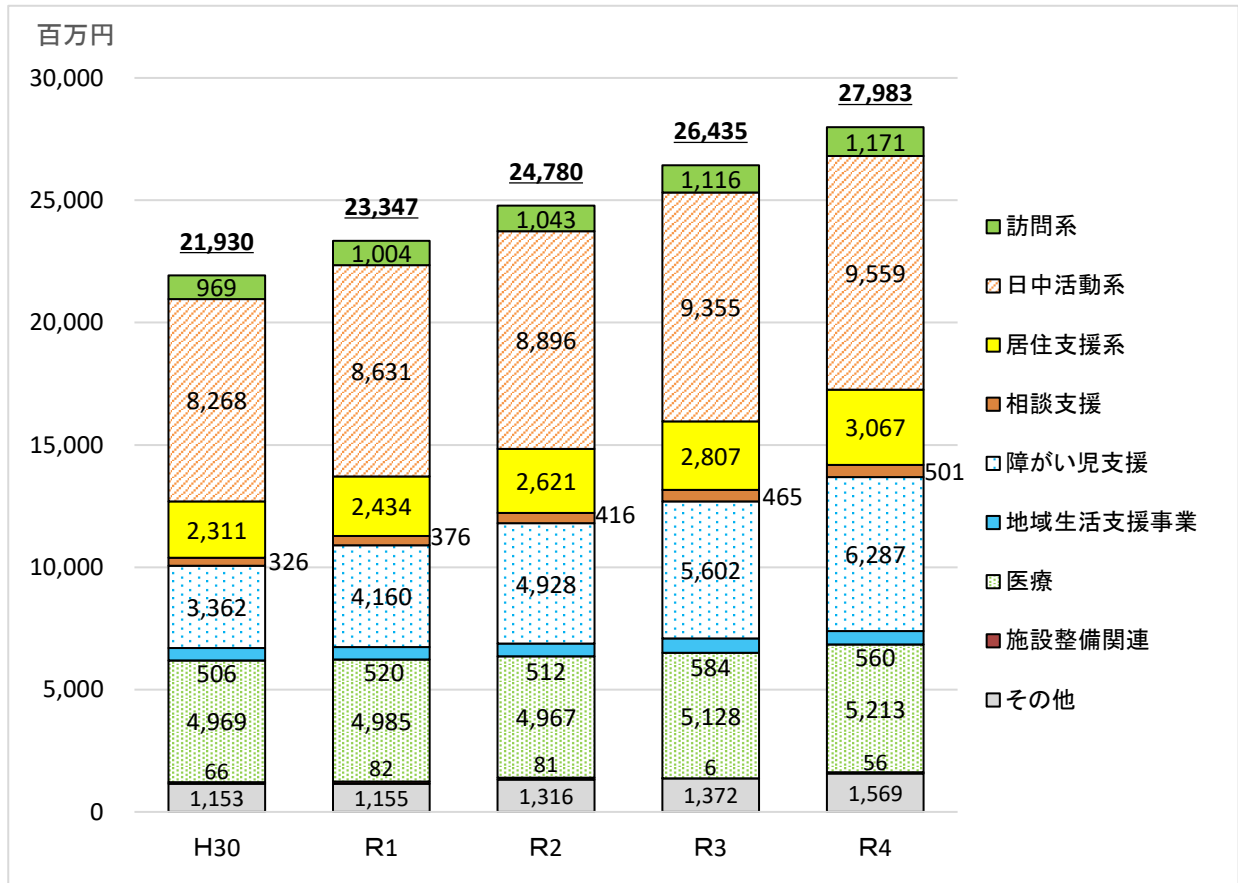
年度	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
実利用者数	2,517	2,998	3,357	3,779	4,090
支給決定者数	2,835	3,635	3,765	4,187	4,509

※各年7月時点

8. 障がい保健福祉施策関連事業費

本市の障がい保健福祉施策関連の事業費は、障がい者数の増加に伴ってサービスの利用が年々増加しており、過去5年間で約60億円増加しています。

その主な要因としては、事業所数の増加に伴う障がい児支援サービスの利用者数の増加や日中活動系サービスの利用者数の増加が挙げられます。



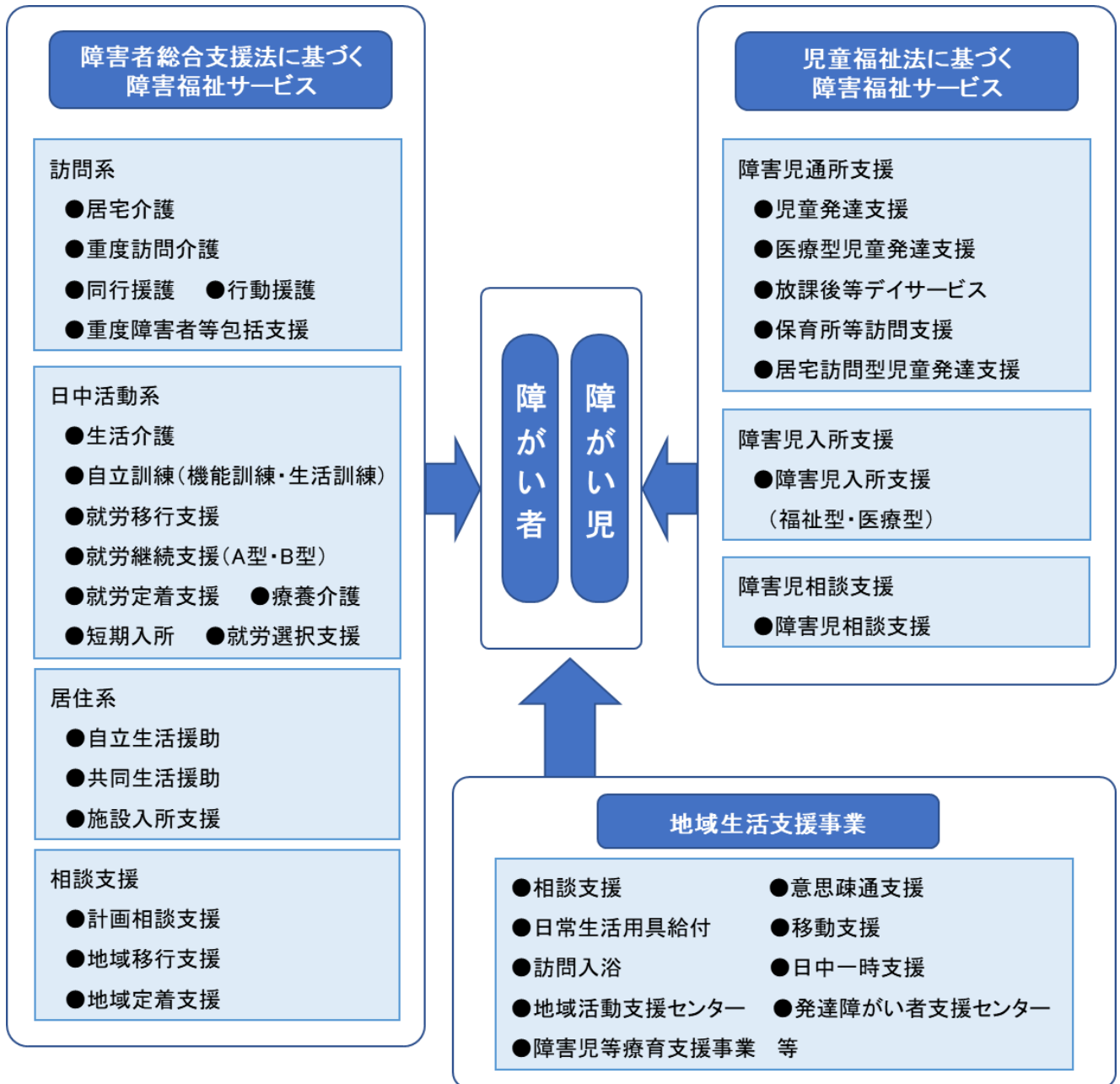
単位：百万円

年度	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	H30 (2018) →R4 (2022)
訪問系	969	1,004	1,043	1,116	1,171	202
日中活動系	8,268	8,631	8,896	9,355	9,559	1,219
居住支援系	2,311	2,434	2,621	2,807	3,067	756
相談支援	326	376	416	465	501	175
障がい児支援	3,362	4,160	4,928	5,602	6,287	2,925
地域生活支援事業	506	520	512	584	560	54
医療	4,969	4,985	4,967	5,128	5,213	244
施設整備関連	66	82	81	6	56	-10
その他	1,153	1,155	1,316	1,372	1,569	416
合計	21,930	23,347	24,780	26,435	27,983	6,053

9. 障害福祉サービス等の状況

(1) 障害福祉サービス等の状況

本市が行っている障害福祉サービス等は、障害者総合支援法による「障害福祉サービス」と「地域生活支援事業」、児童福祉法による「障害福祉サービス」で構成されています。



(2) 事業所指定の状況

本市の障害福祉サービス事業所は、障がい者数及びサービスの利用が年々増加していることに伴って、過去5年で239件増加しています。

その主な要因としては、障害児通所サービスの利用者の増加に伴う事業所数の増加が挙げられます。

施設種別等	令和元(2019) 事業所数(B)	令和2(2020) 事業所数	令和3(2021) 事業所数	令和4(2022) 事業所数	令和5(2023) 事業所数(A)	増減数 A-B
訪問系サービス 計	197	206	208	217	215	18
居宅介護	80	84	85	90	91	11
重度訪問介護	80	84	85	89	89	9
同行援護	33	33	33	33	30	-3
行動援護	4	5	5	5	5	1
日中活動系サービス 計	229	239	248	254	265	36
生活介護	42	44	45	46	47	5
自立訓練(機能訓練)	3	3	3	2	2	-1
自立訓練(生活訓練)	11	10	11	12	13	2
就労移行支援	26	24	24	23	25	-1
就労継続支援A型	56	58	57	55	53	-3
就労継続支援B型	59	65	68	74	82	23
就労定着支援(H30~)	9	12	13	13	13	4
療養介護	1	1	1	1	1	0
短期入所	22	22	26	28	29	7
居住系・入所系サービス 計	68	72	79	89	95	27
自立生活援助(H30~)	2	2	2	2	2	0
共同生活援助	52	56	63	73	79	27
施設入所支援	14	14	14	14	14	0
小計	494	517	535	560	575	81
障害児通所サービス 計	208	250	261	304	336	128
児童発達支援	69	79	82	90	97	28
居宅訪問型児童発達支援	1	1	2	2	3	2
放課後等デイサービス	125	152	157	176	188	63
保育所等訪問支援	13	18	20	36	48	35
障害児入所サービス 計	4	4	4	4	4	0
福祉型障害児入所施設	3	3	3	3	3	0
医療型障害児入所施設	1	1	1	1	1	0
小計	212	254	265	308	340	128
相談支援 計	145	152	161	160	175	30
一般相談支援	28	27	27	24	24	-4
特定相談支援	65	68	73	72	80	15
障害児相談支援	52	57	61	64	71	19
小計	145	152	161	160	175	30
合計	851	923	961	1028	1090	239

第3章 令和8年度（2026年度）の成果目標

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、次の数値目標を設定します。目標値の設定にあたっては、国の基本指針に即し、本市の実情に応じて設定します。

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和4年度（2022年度）末時点の施設入所者を基準として、令和8年度（2026年度）末において地域生活に移行する人の数について目標値を設定します。

また、地域生活への移行を推進する観点から、施設入所者の減少に関する目標値も設定します。

（1）障害者支援施設から地域生活への移行者数

国の基本指針	令和4年度（2022年度）末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度（2026年度）までに地域生活へ移行する。
--------	---

<熊本市の目標>

令和8年度（2026年度）目標値	46人（累計）
------------------	---------

■目標設定の考え方

国の基本指針をふまえ、令和4年度（2022年度）末時点の施設入所者数（761人）の6%を設定します。

（2）施設入所者数

国の基本指針	令和8年度（2026年度）の施設入所者数を令和4年度（2022年度）末時点の施設入所者数から5%以上削減する。
--------	---

<熊本市の目標>

令和4年度（2022年度）基準値	761人
令和8年度（2026年度）目標値	722人

■目標設定の考え方

国の基本指針をふまえ、令和8年度（2026年度）の施設入所者数を令和4年度（2022年度）末時点の施設入所者数から5%削減した人数を設定します。

2. 地域生活支援の充実

障がいのある方の地域生活を支援する多様な機能を集約した地域生活支援拠点を整備します。

本市では、障がい者の高齢化・重度化、その家族の高齢化や「親亡き後」等を見据えて、地域における居住支援の機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入れ・対応、地域の体制づくり等）の強化に取り組みます。

また、本市が業務を委託する「熊本市障がい者相談支援センター」を地域生活支援拠点の中核として位置づけ、地域の関係機関等との連携強化に向けた取組等を推進します。

(1) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針	令和 8 年度（2026 年度）末までに、各市町村又は各圏域に 1 つ以上の地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年 1 回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
--------	--

① コーディネーターの配置

<熊本市の目標>

令和 8 年度（2026 年度）目標値	9 か所
---------------------	------

■目標設定の考え方

国の基本指針をふまえ、熊本市障がい者相談支援センターに地域支援員を配置し、地域生活支援拠点に係る機能の充実を図ります。

② 地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置

<熊本市の目標>

令和 8 年度（2026 年度）目標値	配置
---------------------	----

■目標設定の考え方

国の基本指針をふまえ、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者を継続して配置します。

③ 支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築

<熊本市の目標>

令和 8 年度（2026 年度）目標値	構築する
---------------------	------

■目標設定の考え方

国の基本指針をふまえ、相談支援機能強化員連絡会議の中で、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。

④ 運用状況の検証及び検討

<熊本市の目標>

令和8年度（2026年度）目標値	年1回
------------------	-----

■目標設定の考え方

国の基本指針をふまえ、本市の地域生活支援拠点等の機能の充実のため、運用状況の検証、検討する会議の開催数として設定します。毎年、熊本市障がい者自立支援協議会の中で運用状況の検証等を行い、今後の方向性等について検討を行います。

(2) 強度行動障がい者を有する者の支援体制の充実

国の基本指針	強度行動障がい者を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、市町村において、強度行動障がい者を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。
--------	--

<熊本市の目標>

令和8年度（2026年度）目標値	9か所
------------------	-----

■目標設定の考え方

国の基本指針をふまえ、熊本市障がい者相談支援センターにおいて、強度行動障がい者を有する者を含むあらゆる障がい者等からの相談に関して、状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

3. 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度（2026年度）中に一般就労に移行する人の数について目標値を設定します。

また、この目標を達成するため、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及びB型事業における移行者数及び就労定着支援事業の利用者数等にかかる目標値等も設定します。

(1) 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

国の基本指針	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和8年度（2026年度）における一般就労に移行する者を令和3年度（2021年度）実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
--------	--

<熊本市の目標>

令和3年度（2021年度）基準値	116人
令和8年度（2026年度）目標値	196人

■目標設定の考え方

直近の伸び率等を考慮し、令和3年度（2021年度）の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数（人）の1.69倍を設定します。

(2) 就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及びB型事業の一般就労への移行者数

① 就労移行支援事業における移行者数

国の基本指針	就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和8年度（2026年度）の一般就労への移行実績が令和3年度（2021年度）の実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
--------	---

<熊本市の目標>

令和3年度（2021年度）基準値	74人
令和8年度（2026年度）目標値	107人

■目標設定の考え方

直近の伸び率等を考慮し、令和3年度（2021年度）の就労移行支援事業における移行者数（人）の1.69倍を設定します。

② 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

国の基本指針	事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
--------	--

<熊本市の目標>

令和8年度（2026年度）目標値	60%
------------------	-----

■目標設定の考え方

直近の伸び率等を考慮し、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数を全体の6割以上と設定します。

③ 就労継続支援A型事業及びB型事業における移行者数

国の基本指針	就労継続支援事業については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であることに鑑み、令和8年度（2026年度）一般就労への移行実績を令和3年度（2021年度）実績のA型事業については概ね1.29倍以上、B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。
--------	--

ア 就労継続支援A型

<熊本市の目標>

令和3年度（2021年度）基準値	30人
令和8年度（2026年度）目標値	75人

■目標設定の考え方

直近の伸び率等を考慮し、令和3年度（2021年度）の就労継続支援A型事業における移行者数（人）の2.48倍を設定します。

イ 就労継続支援B型

<熊本市の目標>

令和3年度（2021年度）基準値	9人
令和8年度（2026年度）目標値	14人

■目標設定の考え方

直近の伸び率等を考慮し、令和3年度（2021年度）の就労継続支援B型事業における移行者数（人）の1.56倍を設定します。

(3) 就労定着支援事業の利用者数等

① 就労定着支援事業の利用者数

国の基本指針	就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度（2021年度）の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
--------	---

<熊本市の目標>

令和3年度（2021年度）基準値	82人
令和8年度（2026年度）目標値	118人

■目標設定の考え方

就労移行支援事業の移行者数の増加率を考慮し、令和3年度（2021年度）の就労定着支援事業の利用者数（82人）の1.44倍を設定します。

② 就労定着支援事業所ごとの就労定着率

国の基本指針	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2.5割以上とすることを基本とする。
--------	---

<熊本市の目標>

令和8年度（2026年度）目標値	30%
------------------	-----

■目標設定の考え方

直近の伸び率等を考慮し、就労定着支援事業所のうち、令和8年度（2026年度）末時点の就労定着率が7割以上の事業所数の割合を3割以上と設定します。

(4) 協議会（就労支援部会）の設置

国の基本指針	都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。
--------	---

<熊本市の目標>

令和8年度（2026年度）目標値	月1回
------------------	-----

■目標設定の考え方

国の基本指針を踏まえ、熊本市障がい者自立支援協議会において、引き続き就労部会を設置します。

4. 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制の整備等を推進するため、重層的な地域支援体制の構築及び重症心身障がい児等への支援体制の確保に関する令和 8 年度（2026 年度）末までの目標値として、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を実施できる体制の構築、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数及び放課後等デイサービス事業所数に関する目標を設定します。

また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置等の目標を設定します。

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

① 児童発達支援センターの設置

国の基本指針	令和 8 年度（2026 年度）末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置することを基本とする。
--------	--

<熊本市の目標>

令和 4 年度（2022 年度）基準値	4 か所
令和 8 年度（2026 年度）目標値	5 か所

■目標設定の考え方

令和 4 年度末（2022 年度）では 4 か所設置であるが、令和 8 年度（2026 年度）末までに 5 か所（各区 1 か所以上）の設置を設定します。

② 保育所等訪問支援を実施できる事業所数

国の基本指針	令和 8 年度（2026 年度）末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
--------	--

<熊本市の目標>

令和 4 年度（2022 年度）基準値	36 か所
令和 8 年度（2026 年度）目標値	現状維持

■目標設定の考え方

令和 4 年度（2022 年度）末では 36 か所設置であるが、利用状況をふまえて令和 8 年度（2026 年度）末は現状維持（36 か所）として設定します。

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針	令和 8 年度（2026 年度）末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保することを基本とする。
--------	---

① 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数

<熊本市の目標>

令和 4 年度（2022 年度）基準値	15 か所
令和 8 年度（2026 年度）目標値	現状維持

■目標設定の考え方

令和 4 年度（2022 年度）末では 15 か所設置であるが、利用状況をふまえて令和 8 年度（2026 年度）末は現状維持（15 か所）として設定します。

② 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所

<熊本市の目標>

令和 4 年度（2022 年度）基準値	15 か所
令和 8 年度（2026 年度）目標値	現状維持

■目標設定の考え方

令和 4 年度（2022 年度）では 15 か所設置であるが、令和 8 年度（2026 年度）末は現状維持（15 か所）として設定します。

(3) 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

① 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針	令和 8 年度（2026 年度）末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。
--------	---

<熊本市の目標>

令和 8 年度（2026 年度）目標値	年 2 回
---------------------	-------

■目標設定の考え方

国の基本指針を踏まえ、熊本市重症心身障がい児在宅支援ネットワーク会議において、引き続き医療的ケア児支援のための協議を行います。

② 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

国の基本指針	令和 8 年度（2026 年度）末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
--------	--

<熊本市の目標>

令和 4 年度（2022 年度）基準値	14 人
令和 8 年度（2026 年度）目標値	18 人

■目標設定の考え方

国の基本指針を踏まえ、令和 8 年度（2026 年度）末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを各基幹相談支援センターに 2 人配置します。

(4) 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

国の基本指針	障害児入所施設に入所している児童が十八歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和 8 年度（2026 年度）末までに、各都道府県及び各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。
--------	---

<熊本市の目標>

令和 8 年度（2026 年度）目標値	設置
---------------------	----

■目標設定の考え方

国の基本指針を踏まえ、障害児入所施設に入所する児童の移行調整の協議の場を設置します。

5. 相談支援体制の充実・強化等

令和8年度（2026年度）末までに、障がいのある方が身近な地域で質の高い相談支援を受けられるように、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保等について目標値を設定します。

国の基本指針	<p>令和8年度（2026年度）末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置及び地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。</p> <p>※ 各市町村は、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込み、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。</p>
--------	---

(1) 基幹相談支援センターの設置

<熊本市の目標>

令和8年度（2026年度）目標値	9か所
------------------	-----

■目標設定の考え方

国の基本指針を踏まえ、基幹相談支援センターを継続して設置します。

(2) 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言

<熊本市の目標>

令和8年度（2026年度）目標値	396件
------------------	------

■目標設定の考え方

国の基本指針を踏まえ、令和8年度（2026年度）の熊本市障がい者相談支援センターが相談支援事業所に対して実施する後方支援の件数を設定します。

(3) 地域の相談支援事業所の人材育成の支援

<熊本市の目標>

令和8年度（2026年度）目標値	18回
------------------	-----

■目標設定の考え方

国の基本指針を踏まえ、令和8年度（2026年度）の熊本市障がい者相談支援センターが実施する研修の回数を設定します。

(4) 地域の相談機関との連携強化の取組

<熊本市の目標>

令和 8 年度（2026 年度）目標値	20 回
---------------------	------

■目標設定の考え方

国の基本指針を踏まえ、令和 8 年度（2026 年度）の障がい者相談支援センターが開催する区障がい福祉ネットワーク会議の回数を設定します。

(5) 個別事例の支援内容の検証

<熊本市の目標>

令和 8 年度（2026 年度）目標値	396 回
---------------------	-------

■目標設定の考え方

国の基本指針を踏まえ、令和 8 年度（2026 年度）の熊本市障がい者相談支援センターが相談支援事業所に対して実施する後方支援の件数を設定します。

(6) 主任相談支援専門員の配置

<熊本市の目標>

令和 8 年度（2026 年度）目標値	9 人
---------------------	-----

■目標設定の考え方

国の基本指針を踏まえ、各熊本市障がい者相談支援センターに、主任相談支援専門員を 1 名以上配置します。

(7) 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討

<熊本市の目標>

令和 8 年度（2026 年度）目標値	12 回
---------------------	------

■目標設定の考え方

国の基本指針を踏まえ、令和 8 年度（2026 年度）の熊本市障がい者自立支援協議会相談支援部会の実施回数を設定します。

(8) 協議会における相談支援事業所の参加数

<熊本市の目標>

令和 8 年度（2026 年度）目標値	76 か所
---------------------	-------

■目標設定の考え方

国の基本指針を踏まえ、令和 8 年度（2026 年度）の熊本市障がい者自立支援協議会相談支援部会における相談支援事業所の参加事業者・機関数を設定します。

(9) 協議会の専門部会の設置数

<熊本市の目標>

令和 8 年度（2026 年度）目標値	1 か所
---------------------	------

■目標設定の考え方

国の基本指針を踏まえ、熊本市障がい者自立支援協議会において引き続き相談支援部会を設置します。

(10) 協議会の専門部会の実施回数

<熊本市の目標>

令和 8 年度（2026 年度）目標値	12 回
---------------------	------

■目標設定の考え方

国の基本指針を踏まえ、令和 8 年度（2026 年度）の熊本市障がい者自立支援協議会相談支援部会の実施回数を設定します。

6. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和8年度（2026年度）末までに、障がい福祉サービス等に係る各種研修を活用するなど、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築等について目標値を設定します。

国の基本指針	<p>令和8年度（2026年度）末までに、障害福祉サービス等の向上させるための取組を実施する体制を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修を活用する体制を構築することを基本とする。 ・障害者自立支援給付審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制を構築することを基本とする。 ・都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制を構築することを基本とする。
--------	---

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

＜熊本市の目標＞

令和8年度（2026年度）目標値	活用する
------------------	------

■目標設定の考え方

国の基本指針を踏まえ、県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修や市町村職員に対する研修等に参加します。

(2) 障害者自立支援給付審査支払等システム等による審査結果の共有

＜熊本市の目標＞

令和8年度（2026年度）目標値	共有する
------------------	------

■目標設定の考え方

国の基本指針を踏まえ、障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析し、その結果について事業所に周知するとともに、熊本連携中枢都市圏の枠組みにおいて関係自治体と情報共有を図る場を設けます。

(3) 指導監査結果の関係市町村との共有

<熊本市の目標>

令和8年度（2026年度）目標値	共有する
------------------	------

■目標設定の考え方

国の基本指針を踏まえ、本市が実施する指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の結果を実地指導や集団指導に活用するとともに、関係自治体と情報共有します。

第4章 障害福祉サービス等の必要量の見込み

障害福祉サービス等の必要量の見込みに際しては、国の基本指針に即し、本市における過去の利用実績からの伸び、特別支援学校や当事者アンケート調査等により見込量を算出します。

1. 訪問系サービスの見込量

○サービスの概要

サービスの名称	内容
居宅介護	自宅で入浴や排泄、食事の介護、家事における支援等を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、外出時同行し、必要な情報の提供や移動の支援を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で、常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護等を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に行います。

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込み量における推計方法

それぞれのサービスごとに、直近の伸び率（重度訪問介護のみコロナ禍前のH28～H31の伸び率）、障がい者のニーズ、一人当たりの平均利用時間数等を勘案して、利用者数及び利用量の見込みを算出する。

＜訪問系サービスの実績と見込み＞

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
利用者数	人/月	1,107	1,138	1,178	1,227	1,278	1,331
サービス量	時間/月	24,807	25,323	26,281	27,490	28,753	30,065

※令和5年度（2023年度）は実績見込み

<利用者数の内訳>

(人/月)

サービス名	第6期実績			第7期見込量		
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
居宅介護	881	902	936	972	1009	1047
重度訪問介護	77	80	78	82	86	91
同行援護	141	146	152	159	166	173
行動援護	8	10	12	14	17	20
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
利用者数(計)	1,107	1,138	1,178	1,227	1,278	1,331
4月1日時点の事業所数	85	90	90			

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

<サービス量の内訳>

(時間/月)

サービス名	第6期実績			第7期見込量		
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
居宅介護	10,432	10,413	10,858	11,275	11,704	12,145
重度訪問介護	12,161	12,589	12,985	13,648	14,344	15,076
同行援護	2,136	2,226	2,310	2,417	2,523	2,630
行動援護	78	95	128	150	182	214
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
サービス量(計)	24,807	25,323	26,281	27,490	28,753	30,065

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

訪問系サービス見込み量等の確保のための方策

○訪問系サービスは、利用者の生活に直結し、必要不可欠なものであるため、良質な人材確保のため、適正な報酬単価の設定について国へ働きかけるほか、集団指導や実地指導等の機会をとらえて処遇改善加算等の取得を促進します。

2. 日中活動系サービスの見込量

(1) 生活介護

サービスの概要	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴や排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行います。
---------	--

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

現利用者数及び直近の伸び、特別支援学校卒業予定者の利用意向等から、利用者数の見込みを算出する。その数値に1ヵ月当たりの平均利用日数(19.5日)を乗じて、サービス量の見込みを算出する。

<生活介護の実績と見込み>

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
利用者数	人/月	1,453	1,471	1,484	1,497	1,510	1,524
サービス量	人日/月	28,478	28,194	28,938	29,192	29,445	29,718
4月1日時点の事業所数		45	46	47			

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

(2) 自立訓練（機能訓練）

サービスの概要	地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のために支援が必要な人に対して、一定期間、身体機能のリハビリテーション等を行います。
---------	--

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

現利用者数及び直近の伸び等から、利用者数の見込みを算出する。その数値に1ヵ月当たりの平均利用日数（13.5日）を乗じて、サービス量の見込みを算出する。

<自立訓練（機能訓練）の実績と見込み>

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
利用者数	人/月	19	19	19	19	19	19
サービス量	人日/月	274	223	256	256	256	256
4月1日時点の事業所数		3	2	2			

※令和5年度（2023年度）は実績見込み

(3) 自立訓練（生活訓練）

サービスの概要	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のために支援が必要な人に対して、一定期間、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援等を行います。
---------	--

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

現利用者数及び直近の伸び、特別支援学校卒業予定者の利用意向等から、利用者数の見込みを算出する。その数値に1ヵ月当たりの平均利用日数（14.8日）を乗じて、サービス量の見込みを算出する。

<自立訓練（生活訓練）の実績と見込み>

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
利用者数	人/月	98	96	96	96	96	96
サービス量	人日/月	1,524	1,420	1,430	1,430	1,430	1,430
4月1日時点の事業所数		11	12	13			

※令和5年度（2023年度）は実績見込み

(4) 就労選択支援【新】

サービスの概要	就労もしくは就労の継続を希望する人に、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
---------	---

■ 必要量見込に関する国の基本指針

障がい者等のニーズ、特別支援学校卒業者数、就労移行支援、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型を新たに利用する者の数、就労移行支援、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型を現に利用している者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

■ 第 7 期計画の見込量における推計方法

就労移行支援利用者数のうち、特別支援学校卒業予定者等の利用意向から、利用者数の見込みを算出する。本サービスの施行日が 10 月 1 日となることから、令和 7 年度については見込み値の半数とする。

<就労選択支援の実績と見込み>

	単位	第 7 期見込量		
		R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
利用者数	人/月	-	22	45

(5) 就労移行支援

サービスの概要	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
---------	---

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者、休職者で復職を希望する者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

現利用者数及び直近の伸び、特別支援学校卒業予定者の利用意向等から、利用者数の見込みを算出する。その数値に1ヵ月当たりの平均利用日数(17.3日)を乗じて、サービス量の見込みを算出する。

<就労移行支援の実績と見込み>

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
利用者数	人/月	173	153	135	179	179	179
サービス量	人日/月	3,044	2,639	2,335	3,096	3,096	3,096
4月1日時点の事業所数		24	23	26			

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

(6) 就労継続支援 (A 型)

サービスの概要	<p>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>※A 型（雇成型）は、就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかなかった人や離職者等に対して、事業所内での雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労への移行支援等を行います。</p>
---------	---

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援 A 型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援 A 型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な 1 人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

■ 第 7 期計画の見込量における推計方法

現利用者数及び直近の伸び、特別支援学校卒業予定者の利用意向等から、利用者数の見込みを算出する。その数値に 1 ヶ月当たりの平均利用日数（19.5 日）を乗じて、サービス量の見込みを算出する。

<就労継続支援 (A 型) の実績と見込み>

	単位	第 6 期実績			第 7 期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
利用者数	人/月	991	1,002	998	1,008	1,018	1,028
サービス量	人日/月	19,559	19,470	19,461	19,656	19,851	20,046
4 月 1 日時点の事業所数		57	55	53			

※令和 5 年度（2023 年度）は実績見込み

(7) 就労継続支援 (B 型)

サービスの概要	<p>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>※B 型（非雇用型）は、就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかない人や一定の年齢に達している人等に対して、就労機会の提供等を行います（雇用契約は締結しない）。</p>
---------	--

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援 B 型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援 B 型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な 1 人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

設定に当たっては、区域内の就労継続支援 B 型事業所における工賃（事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額をいう。）の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。

■ 第 7 期計画の見込量における推計方法

現利用者数及び直近の伸び、特別支援学校卒業予定者の利用意向等から、利用者数の見込みを算出する。その数値に 1 ヶ月当たりの平均利用日数（16.7 日）を乗じて、サービス量の見込みを算出する。

<就労継続支援 (B 型) の実績と見込み>

	単位	第 6 期実績			第 7 期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
利用者数	人/月	1,369	1,476	1,562	1,620	1,678	1,736
サービス量	人日/月	23,257	24,436	26,085	27,054	28,023	28,991
4 月 1 日時点の事業所数		68	74	81			

※令和 5 年度（2023 年度）は実績見込み

(8) 就労定着支援

サービスの概要	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族等の連絡調整等の支援を行います。
---------	---

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

現利用者数及び直近の伸び、一般就労への移行者数等から、利用者数の見込みを算出する。

<就労定着支援の実績と見込み>

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
利用者数	人/月	82	73	65	88	103	118
4月1日時点の事業所数		13	13	13			

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

(9) 療養介護

サービスの概要	所定の障害支援区分を有し、医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話等を行います。
---------	---

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

現利用者数及び直近の伸び、特別支援学校卒業予定者の利用意向等から、利用者数の見込みを算出する。その数値に1ヵ月当たりの平均利用日数(30.5日)を乗じて、サービス量の見込みを算出する。

<療養介護の実績と見込み>

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
利用者数	人/月	213	214	217	220	223	226
サービス量	人日/月	5,965	5,945	6,618	6,710	6,801	6,893
4月1日時点の事業所数		1	1	1			

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

(10) - 1 短期入所（ショートステイ）【福祉型】

サービスの概要	自宅で介護する人が病気やレスパイトの場合等に、短期間、夜間も含めて入浴、排泄、食事の介護等を行います。
---------	---

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

令和5年度の実績見込にコロナ禍前の平成28年度～平成31年度の伸び率を乗じて利用者数の見込みを算出する。その数値に1ヵ月当たりの平均利用日数（4.5日）を乗じて、サービス量の見込みを算出する。

<短期入所【福祉型】の実績と見込み>

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
利用者数	人/月	125	107	133	154	178	206
サービス量	人日/月	511	443	599	693	801	927
4月1日時点の事業所数		21	24	25			

※令和5年度（2023年度）は実績見込み

(10) - 2 短期入所（ショートステイ）【医療型】

サービスの概要	自宅で介護する人が病気やレスパイトの場合等に、医療的ケアが必要な方に対して、短期間、夜間も含めて入浴、排泄、食事の介護、医療的ケアの提供等を行います。
---------	---

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

令和5年の実績見込にコロナ禍前の平成28年度～平成31年度の伸び率を乗じて利用者数の見込みを算出する。その数値に1ヵ月当たりの平均利用日数（4.0日）を乗じて、サービス量の見込みを算出する。

<短期入所【医療型】の実績と見込み>

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
利用者数	人/月	26	30	44	48	51	56
サービス量	人日/月	96	124	176	192	204	224
4月1日時点の事業所数		3	4	4			

※令和5年度（2023年度）は実績見込み

日中活動系サービス見込量等確保のための方策

- 就労継続支援B型、生活介護については、利用者数の増加が予想され、総量規制対象のサービスでもあるため、計画的に事業所の指定を行い、提供体制を確保していきます。
- 医療型短期入所についても利用者の増加が見込まれるため、補助事業等を活用し、提供体制の確保に努めます。

3. 居住系サービスの見込量

(1) 自立生活援助

サービスの概要	施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
---------	---

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

直近の実績や事業所の指定状況から、利用者が毎年1名増加していくよう見込む。

<自立生活援助の実績と見込み>

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
利用者数	人/月	0	1	1	2	3	4
4月1日時点の事業所数		2	2	2			

※令和5年度（2023年度）は実績見込み

(2) 共同生活援助（グループホーム）

サービスの概要	日中に就労や日中活動系サービスを利用している人に対し、地域の共同生活の場において、相談や入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活の援助を行います。
---------	--

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

さらに、当該利用者数のうち、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する者、医療的ケアを必要とする者等の重度障がい者について個別に利用者数の見込みを設定することが望ましい。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

現利用者数及び直近の伸び、特別支援学校卒業予定者の利用意向等から、利用者数の見込みを算出する。

<共同生活援助の実績と見込み>

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
利用者数	人/月	869	933	1,008	1,089	1,176	1,270
うち重度障がい者	人/月	-	-	-	117	124	132
4月1日時点の事業所数		63	73	79			

※令和5年度（2023年度）は実績見込み

(3) 施設入所支援

サービスの概要	施設に入所する人に対して、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行います。
---------	---------------------------------------

■ 必要量見込に関する国の基本指針

令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数(施設への入所を新たに希望する者については、特にニーズや環境等を十分確認した上で計画期間中に施設入所支援が必要と判断される数)を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

当該利用者数の見込みの設定に当たっては、令和8年度(2026年度)末において、令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数の5%以上を削減することとし、令和5年度(2023年度)末において、障がい福祉計画で定めた、令和5年度(2023年度)までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度(2026年度)末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

成果目標にて、令和8年度(2026年度)時点の施設入所者数の目標値を722人とし、毎年おおよそ均等に減少していくよう見込む。

<施設入所支援の実績と見込み>

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
利用者数	人/月	767	763	752	742	732	722
4月1日時点の事業所数		14	14	14			

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

居住系サービスの見込量等確保のための方策

- 障がい者の状況や希望を踏まえ、ライフステージ全体で切れ目のない住まいの支援が行われるよう適切なサービスの支給や住まいの確保に努めます。
- 福祉施設の入所者の地域生活への移行を推進する観点から、施設整備助成による日中サービス支援型グループホームの拡充や、自立生活援助への事業所の新規参入や利用促進を図ります。

4. 相談支援の見込量

(1) 計画相談支援

サービスの概要	障害福祉サービス利用の調整を必要とする人に対し、サービス等利用計画の作成を行います。
---------	--

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

現利用者数及び直近の伸び等から、利用者数の見込みを算出する。

<計画相談支援の実績と見込み>

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
利用者数	人/月	1,340	1,395	1,470	1,549	1,633	1,721
4月1日時点の事業所数		73	72	76			

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

(2) 地域移行支援

サービスの概要	施設や病院から退所・退院する障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
---------	--

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

現利用者数及び直近の伸び等から、利用者数の見込みを算出する。

<地域移行支援の実績と見込み>

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
利用者数	人/月	2	4	4	5	6	7
4月1日時点の事業所数		28	25	22			

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

(3) 地域定着支援

サービスの概要	施設・病院からの退所・退院や家族からの独立等により単身生活に移行した人等に対して、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等の支援を行います。
---------	---

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、単身世帯である障がい者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

地域移行支援利用の1年後に地域定着支援を利用すると想定し、見込みを算出する。

<地域定着支援の実績と見込み>

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
利用者数	人/月	1	2	4	4	4	4
4月1日時点の事業所数		26	23	19			

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

相談支援見込量等確保のための方策

- 相談支援については、利用者の増加が見込まれることから、研修の実施主体である県とも連携をとりながら、サービス等利用計画の作成を行う事業者の拡充を図り、提供体制を整備します。
- 全ての指定事業所において適切な支援が提供できるよう、適正な報酬単価の設定について継続的に国へ働き掛けていきます。
- 障がい者相談支援センターによる後方支援の強化、実地指導や事業所指定等の場をとらえて相談支援事業への参入を勧奨するなどにより、事業者及び相談支援専門員の確保に努めます。

5. 障害児通所支援の見込量

(1) 児童発達支援

サービスの概要	障がい児に対して施設に通っての日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。
---------	--

■ 必要量見込に関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、重症心身障がい児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

現利用者数及び直近の伸び等から、利用者数の見込みを算出する。その数値に1ヵ月当たりの平均利用日数（7.9日）を乗じて、サービス量の見込みを算出する。

<児童発達支援の実績と見込み>

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
利用者数	人/月	1,282	1,359	1,484	1,564	1,644	1,724
サービス量	人日/月	10,046	10,797	11,724	12,356	12,988	13,620
4月1日時点の事業所数		82	90	97			

※令和5年度（2023年度）は実績見込み

(2) 医療型児童発達支援

サービスの概要	肢体不自由がある障がい児に対して、日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応訓練及び治療を行います。
---------	---

■ 必要量見込に関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、重症心身障がい児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

現利用者数及び直近の伸び等から、利用者数及びサービス量の見込みを算出する。

<医療型児童発達支援の実績と見込み>

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
利用者数	人/月	2	3	3	3	3	3
サービス量	人日/月	14	19	21	21	21	21
4月1日時点の事業所数		0	0	0			

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

(3) 居宅訪問型児童発達支援

サービスの概要	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
---------	--

■ 必要量見込に関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、重症心身障がい児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

令和5年度から、利用者数及びサービス量が増加しているため、毎年3人ずつ利用すると見込む。

<居宅訪問型児童発達支援の実績と見込み>

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
利用者数	人/月	0	0	3	3	3	3
サービス量	人日/月	0	0	27	27	27	27
4月1日時点の事業所数		2	2	3			

※令和5年度（2023年度）は実績見込み

(4) 放課後等デイサービス

サービスの概要	就学している障がい児に対して授業終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進等を行います。
---------	--

■ 必要量見込に関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、重症心身障がい児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障がい児の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

現利用者数及び直近の伸び等から、利用者数の見込みを算出する。その数値に1ヵ月当たりの平均利用日数（13.5日）を乗じて、サービス量の見込みを算出する。

<放課後等デイサービスの実績と見込み>

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
利用者数	人/月	2,452	2,742	3,093	3,299	3,505	3,711
サービス量	人日/月	31,237	33,608	41,756	44,537	47,318	50,099
4月1日時点の事業所数		157	176	195			

※令和5年度（2023年度）は実績見込み

(5) 保育所等訪問支援

サービスの概要	障がい児が通う保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
---------	--

■ 必要量見込に関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、重症心身障がい児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障がい児の受入又は利用状況、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

現利用者数及び直近の伸び等から、利用者数の見込みを算出する。その数値に1ヵ月当たりの平均利用日数（1.6日）を乗じて、サービス量の見込みを算出する。

<保育所等訪問支援の実績と見込み>

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
利用者数	人/月	86	177	279	441	696	1,099
サービス量	人日/月	127	300	446	706	1,114	1,758
4月1日時点の事業所数		20	36	49			

※令和5年度（2023年度）は実績見込み

障害児通所支援見込量等確保のための方策

- 障害児通所支援における利用量は他のサービスに比べても著しい増加が見込まれるため、必要な支援を受けることができるよう、療育の場の充実に努めます。
- 児童発達支援センター機能強化事業や実地指導等を通じ、療育の質の確保・向上を目指します。

6. 障害児相談支援の見込量

サービスの概要

障害児通所給付サービス利用の調整を必要とする人に対し、障害児支援利用計画を作成します。

■ 必要量見込に関する国の基本指針

地域における児童数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、重症心身障がい児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障がい児の受入又は利用状況、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

現利用者数及び直近の伸び等から、利用者数の見込みを算出する。

<障害児相談支援の実績と見込み>

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
利用者数	人/月	1,115	1,230	1,371	1,529	1,705	1,901
4月1日時点の事業所数		61	64	70			

※令和5年度（2023年度）は実績見込み

障害児相談支援見込量等確保のための方策

- 障害児相談支援については、利用者の増加が見込まれることから、研修の実施主体である県とも連携をとりながら、サービス等利用計画の作成を行う事業者の拡充を図り、提供体制を整備します。
- 全ての指定事業所において適切な支援が提供できるよう、適正な報酬単価の設定について継続的に国へ働き掛けていきます。
- 障がい者相談支援センターによる後方支援の強化、実地指導や事業所指定等の場をとらえて相談支援事業への参入を勧奨するなどにより、事業者及び相談支援専門員の確保に努めます。

7. 障害児入所支援の見込量

(1) 福祉型障害児入所施設

サービスの概要	療育の必要性が認められた障がい児に対し、障がいの特性に応じて保護、日常生活の指導、知識技能の付与の支援を行います。
---------	---

■ 必要量見込に関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

市内の福祉型障害児入所施設の第6期の利用者数の年平均で見込む。

<福祉型障害児入所施設の実績と見込み>

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
利用者数	人/年	41	24	20	28	28	28
4月1日時点の事業所数		3	3	3			

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

(2) 医療型障害児入所施設

サービスの概要	療育の必要性が認められた障がい児に対し、障がいの特性に応じて自立自活に必要な知識技能の付与の支援を行います。
---------	--

■ 必要量見込に関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

市内の医療型障害児入所施設の第6期の利用者数の年平均で見込む。

<医療型障害児入所施設の実績と見込み>

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
利用者数	人/年	47	36	36	40	40	40
4月1日時点の事業所数		1	1	1			

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

障害児入所支援見込量等確保のための方策

○障がい児が必要な支援をうけることができるように、受入可能な施設の確保に努めます。

8. 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）を図り、本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のためのキーパーソンとなる医療的ケア児等コーディネーターを配置します。

■ 必要量見込に関する国の基本指針

地域における医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

各基幹相談支援センターに2人配置として見込みを設定する。

<医療的ケア児等コーディネーター配置人数の実績と見込み>

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
配置人数	人	0	14	15	16	17	18

※令和5年度（2023年度）は実績見込み

コーディネーター配置数見込量等確保のための方策

- 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を、今後も継続して年に1回開催し、専門的な人材の養成を図ります。
- 基幹相談支援センター9か所の養成研修修了者に対して、実践を踏まえたさらに専門的な研修を実施し、1か所あたり2名の配置を目指します。

9. 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、令和 8 年度（2026 年度）までの見込量を以下のとおり設定します。

（1）発達障がい者支援地域協議会の開催数

■ 必要量見込に関する国の基本指針

地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な開催回数の見込みを設定する。

■ 第 7 期計画の見込量における推計方法

地域における発達障がい者の支援体制に関する課題を共有し、連携の緊密化を図るための会議を年 1 回開催する。

	単位	第 6 期実績			第 7 期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
開催回数	回/年	1	1	1	1	1	1

※令和 5 年度（2023 年度）は実績見込み

（2）発達障がい者支援センターによる専門的な相談支援件数

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現状の相談件数、発達障がい者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障がい者支援センターによる相談支援が真に必要と判断される数を勘案して、相談件数の見込みを設定する。

■ 第 7 期計画の見込量における推計方法

専門的な対応が必要な相談件数の直近の伸びから算出する。

	単位	第 6 期実績			第 7 期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
相談支援件数	件/年	3,855	3,329	3,063	3,050	3,000	2,950

※令和 5 年度（2023 年度）は実績見込み

(3) 発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現状の助言件数、発達障がい者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難な事例（強度行動障がいやひきこもり等）に対する発達障がい者支援センターあるいは発達障がい者地域支援マネジャーの助言を必要とする数を勘案して、助言件数の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

事業所等からの施設運営に関する相談件数の令和5年度(2023年度)実績見込みから算出する。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
助言件数	件/年	142	90	68	68	68	68

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

(4) 発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修会等開催回数

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現状の研修及び啓発件数を勘案し、個々の発達障がいの特性に関する理解が図られるために必要な研修、啓発件数の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

外部講師や発達障がい者支援センター職員による関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修と、地域住民向け講演会開催の令和5年度(2023年度)実績見込みから算出する。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
開催回数	回/年	48	53	53	53	53	53

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

(5) ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、プログラムの受講者数（保護者）の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

現状のペアレントトレーニング及びペアレントプログラムの開催数と受講者数の実績を踏まえて算出する。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
受講者数	人/年	278	271	293	317	343	371
ペアレントトレーニングの開催回数	回/年	4	5	4	4	4	4
ペアレントプログラムの開催回数	回/年	3	3	3	4	5	6

(6) ペアレントメンターの人数

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

ペアレントメンターコーディネーターの養成を図るなどの、ペアレントメンターが活動するための体制を整備し、養成研修等を実施する。

	単位	第6期見込量			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
人数	人/年	0	0	0	3	4	5

(7) ピアサポートの活動への参加人数

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

現状のピアサポートの活動状況や発達障がい者支援センターでの集団活動の実績をふまえて見込み数を算出する。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
参加人数	人/年	287	292	320	351	385	422

発達障がい者等に対する支援見込量等確保のための方策

- 発達障がい者支援地域協議会を開催し、発達障がい児者への支援に向けた関係機関との連携を図ります。
- 発達障がい者支援センターの職員の支援力を強化するために人材育成を計画的に行い、事業の遂行に努めます。
- 身近な地域で保護者を支援する体制を整えるために、計画的に支援者を育成し、支援プログラム等の普及を図ります。

10. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

「精神障がいにも対応した地域包括システム」とは、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい生活ができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムです。

保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有したうえで、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進します。

（1）保健・医療福祉関係者による協議の場の設置

地域アセスメントに基づいた課題抽出、地域における重層的な連携による支援体制の構築に係る協議の場の活動を推進していくため、市町村毎の協議の場の内容について見込みを設定します。

①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

■ 必要量見込に関する国の基本指針

市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

直近の実績と令和3年度（2021年度）からの精神障がい者地域移行支援部会（全体部会・区部会）開催計画を踏まえて見込み量を算出する。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
開催回数	回/年	18	19	24	24	24	24

※令和5年度（2023年度）は実績見込み

②保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、担当者、家族等の関係者の参加者人数

■ 必要量見込に関する国の基本指針

市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

直近の実績と令和3年度（2021年度）からの精神障がい者地域移行支援部会（全体部会・区部会）開催計画を踏まえて見込み量を算出する。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
参加人数	人/年	347	313	527	527	527	527

※令和5年度（2023年度）は実績見込み

③保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数

■ 必要量見込に関する国の基本指針

市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

直近の実績と令和3年度（2021年度）からの精神障がい者地域移行支援部会（全体部会・区部会）開催計画を踏まえて見込み量を算出する。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
評価実施回数	回/年	4	4	4	4	4	4

※令和5年度（2023年度）は実績見込み

(2) ピアサポート活用に係る事業

障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動のことを「ピアサポート」、ピアサポートを行う人たちのことを「ピアサポーター」といいます。

精神科病院等に入院中の患者の地域移行や精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい者の視点を重視した支援を充実する観点や精神障がい者が自らの疾病や病状について正しく理解することを促す観点からピアサポーターを養成し、精神障がい者の退院に向けた相談・助言、院外活動に係る同行支援等でのピアサポーターの活用を推進するためピアサポート従事者見込みを設定します。

■ 必要量見込に関する国の基本指針

市町村ごとのピアサポート従事者数の見込を設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

直近の実績を踏まえて見込み量を算出する。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
ピアサポート従事者見込み数	人/年	18	19	25	28	31	34

※令和5年度（2023年度）は実績見込み

(3) 精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）の利用者数

精神障がい者の障害福祉サービスの利用状況を把握し、基盤整備の過不足等について把握するため、令和5年度（2023年度）までの見込み量を以下のとおり設定します。

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうちそれぞれのサービスの利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

■ 第7期計画の見込量における推計方法

直近の実績をもとに、増加率等を勘案して利用者数を見込む。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
地域移行支援 利用者数	人/月	2	4	4	5	6	7
地域定着支援 利用者数	人/月	1	1	4	4	4	4
共同生活援助 利用者数	人/月	262	302	336	378	425	478
自立生活援助 利用者数	人/月	0	2	1	2	3	4
自立訓練 (生活訓練) 利用者数	人/月	-	-	-	135	172	220

※令和5年度（2023年度）は実績見込み

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築見込み量等確保のための方策

○精神保健福祉連絡協議会や精神障がい者地域移行支援部会（全体部会・区部会）等の保健、医療及び福祉関係者等による協議の場を定期的を開催し、精神障がい者の地域移行・地域定着に必要な地域体制の整備と関係機関の連携による重層的な支援体制の推進を図ります。

11. 子ども・子育て支援事業の提供体制の整備

子ども・子育て支援事業の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受入れについて定量的な見込みを設定します。

また、この見込みを踏まえ、保育所等訪問支援により障がい児の保育所等の受入れ促進を図るなど、子育て支援施策との緊密な連携により障がい児支援の体制づくりに積極的に取り組み、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

種別	実績						見込量		
	R3	(2021)	R4	(2022)	R5	(2023)	R6	R7	R8
		施設数 (か所)		施設数 (か所)		施設数 (か所)	(2024)	(2025)	(2026)
保育園	251 【85】	103 (59)	260 【81】	100 (63)	260 【81】	100 (63)	257 【83】	257 【83】	257 【83】
認定こども園	164 【61】	90 (45)	185 【56】	94 (48)	185 【56】	94 (48)	178 【58】	178 【58】	178 【58】
放課後児童 健全育成事業	377 【84】	176 (160)	374 【85】	174 (155)	378 【93】	181 (148)	391 【97】	404 【102】	417 【107】

※令和5年度（2023年度）は実績見込み

※受入人数欄の【 】内は障害者手帳所持又は特別支援学級在籍者数

※施設数欄の（ ）内は全施設のうち障がい児受入施設数

※保育所は認可外保育所は含まない。

第5章 地域生活支援事業の必要量の見込み

地域生活支援事業は、障がい者の地域における自立した日常生活又は社会生活を支援するため、地域の実情に応じた事業形態で市町村や都道府県が実施するものです。

本章では、各事業の現状を踏まえ、計画期間における見込みやその確保のための方策について記載しています。

1. 理解促進・研修啓発事業

障がい者サポーター研修やワークショップ等の障がい者サポーター制度の運用や、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募し、市民に障がいへの理解の機会を提供します。また、障害者差別解消法の周知をはじめ、「ヘルプカード・ヘルプマーク」の普及など、市民の障がいへの理解に向けた取組を更に充実を図っていきます。

2. 自発的活動支援事業

障がい者やその家族、地域住民、支援団体等が、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするために自発的に行う活動に対し、その活動費の一部を支援します。共生社会の実現に向けて、引き続き必要な支援を実施します。

3. 相談支援事業

障がい者相談支援センターにおいて、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言等支援を行うとともに、障がい者等の権利擁護のための必要な援助を行います。

また、相談支援体制の強化のための取組として、障がい者相談支援センターにおいて、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援の取組等を実施し、相談支援機能の強化を図っていきます。

<相談支援事業の実績と見込み>

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
障がい者相談支援事業	か所	9	9	9	9	9	9
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

※令和5年度（2023年度）は実績見込み

■ 第7期計画の見込量における推計方法

障がい者相談支援事業については、平成27年度（2015年度）からの事業の委託化に伴い、障がい者相談支援センターを9か所設置しており、令和3年度（2021年度）からは基幹相談支援センターと位置づけ、障がい者の地域生活を支援する体制を強化し、地域の相談支援体制の充実を図っている。今後も継続して、障がい者相談支援センターにおいて相談支援機能の強化に取り組む。

4. 成年後見制度利用支援事業／成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の利用の有効性が認められ、かつ親族による支援が見込めない知的又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援するため申し立てに要する経費及び後見人の報酬の全部又は一部を助成します。

また、後見業務を適正に行うことができる市民後見人の養成を行い、法人後見事業実施団体に対する支援を行います。支援機関への制度の周知を適切に行い、知的・精神障がい者に対して支援を行います。また、法人後見事業実施団体と連携し、市民後見人の養成を図ります。

<成年後見制度利用支援事業／成年後見制度法人後見支援事業の実績と見込み>

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
成年後見制度利用支援事業利用件数 (申立費用助成)	人/年	21	20	31	31	31	31
成年後見制度利用支援事業利用件数 (報酬助成)	人/年	35	47	74	76	78	80
成年後見制度法人後見支援事業 (法人後見協力員数)	人/年	6	6	9	10	11	12

※令和5年度（2023年度）は実績見込み

■ 第7期計画の見込量における推計方法

直近の実績及び伸び率等から、見込み量を算出する。

5. 意思疎通支援事業

(1) 手話通訳者設置事業

手話通訳者を各区役所に設置し、聴覚障がい者等の意思伝達の仲介を行います。

(2) 手話通訳者派遣事業

聴覚障がい者等に対し、手話通訳者を派遣することにより、意思疎通の円滑化を図るとともに、聴覚障がい者等の社会参加を促進します。

(3) 要約筆記者派遣事業

聴覚障がい者等に対し、要約筆記者を派遣することにより、意思疎通の円滑化を図るとともに、聴覚障がい者等の社会参加を積極的に促進します。

(4) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

失語症者に対し、失語症者向け意思疎通支援者を派遣することにより、意思疎通の円滑化を図るとともに、失語症者の社会参加を積極的に促進します。今後、対象者や需要の把握を行いつつ、実施について検討を行います。

意思疎通支援事業については、関係機関と連携しながら、引き続き提供体制の確保に努めるとともに、制度の周知広報を適切に行うことで聴覚障がい者等の円滑な意思の疎通を図ります。

<意思疎通支援事業の実績と見込み>

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
手話通訳者設置事業	人	6	6	6	6	6	6
手話通訳者派遣事業	件/年	2,075	2,240	2,292	2,203	2,203	2,203
要約筆記者派遣事業	件/年	112	174	174	153	153	153
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	件/年	-	-	-	検討	検討	検討

※令和5年度（2023年度）は実績見込み

■ 第7期計画の見込量における推計方法

手話通訳者派遣については、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）（見込）の利用の平均を踏まえて見込量を算出する。

要約筆記者派遣については、令和3年度から令和5年度（2023年度）（見込）の利用の平均を踏まえて見込量を算出する。

6. 日常生活用具給付事業

日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の給付を行う。市民に対してホームページ等で制度の周知を行い、申請受付・決定を行います。

<日常生活用具給付事業の実績と見込み>

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
介護訓練支援用具	件/年	25	30	36	43	51	61
自立生活支援用具	件/年	90	96	101	106	111	116
在宅療養等支援用具	件/年	74	68	85	106	132	165
情報・意思疎通 支援用具	件/年	209	174	180	185	190	198
排泄管理支援用具	件/年	12,714	12,264	12,282	12,294	12,306	12,318
居宅生活動作補助道具 (住宅改修費)	件/年	13	12	11	10	9	8

※令和5年度（2023年度）は実績見込み

■ 第7期計画の見込量における推計方法

直近の実績の平均及び伸び率を踏まえて見込み量を算出する。

7. 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者の社会参加及び自立促進に必要なコミュニケーション支援を行う手話奉仕員を養成します。引き続き、制度の周知広報を適切に行い、人材の養成と確保に努めます。

<手話奉仕員養成研修事業の実績と見込み>

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
手話奉仕員養成 研修事業	人/年	23	24	24	24	24	24

※令和5年度（2023年度）は実績見込み

■ 第7期計画の見込量における推計方法

令和4年度（2022年度）の実績を踏まえて見込量を算出する。

8. 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に、円滑に外出できるよう、移動を支援します。

<移動支援事業の実績と見込み>

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
利用者数	人/月	67	63	66	69	72	75
サービス量	時間/月	643	626	660	690	720	750

※令和5年度（2023年度）は実績見込み

■ 第7期計画の見込量における推計方法

現利用者数及び直近の伸び等から、利用者数の見込みを算出し、その数値に、1ヵ月当たりの平均利用日数（10.0日）を乗じてサービス量の見込みを算出する。

9. 地域活動支援センター機能強化事業

(1) 地域活動支援センター（Ⅰ型）

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設で、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整等を行うとともに、あわせて相談支援事業について実施します。利用者の増加に向け、引き続きセンターの周知・広報を行います。

(2) 地域活動支援センター（Ⅱ型）

地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。利用者の増加に向け、引き続きセンターの周知・広報を行います。

(3) 地域活動支援センター（Ⅲ型）

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設で、通所による援護事業を実施します。利用者の増加に向け、引き続きセンターの周知・広報を行います。

<地域活動支援センター機能強化事業の実績と見込み>

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
地域活動支援センター（Ⅰ型）	か所	6	6	6	6	6	6
	人/日	68	79.4	85	91	98	105
地域活動支援センター（Ⅱ型）	か所	1	1	1	1	1	1
	人/日	7.9	11.9	12.0	13.5	15.0	16.5
地域活動支援センター（Ⅲ型）	か所	1	1	1	1	1	1
	人/日	6.8	6.9	7	7	7	7

※令和5年度（2023年度）は実績見込み

■ 第7期計画の見込量における推計方法

施設ごとの利用実績及び国が示している利用者数の基準に基づいて見込量を算出する。

10. 発達障がい者支援センター運営事業

発達障がい者への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関で、発達障がい者及びその家族等に対する相談支援や発達支援、就労支援等を行います。

<発達障がい者支援センター運営事業の実績と見込み>

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
発達障がい者支援センター	か所	1	1	1	1	1	1
	人/日	2	2	2	2	2	2

※令和5年度（2023年度）は実績見込み

- 第7期計画の見込量における推計方法
実支援者数と開館日数の実績を踏まえて算出する。

11. 障害児等療育支援事業

(1) 在宅支援訪問療育等支援事業

相談や指導を希望する在宅障がい児（者）の家庭を訪問し、相談・指導及び健康診査等を行います。

(2) 在宅支援外来療育等指導事業

在宅の障がい児（者）及び保護者に対し、外来での各種相談及び指導を行います。

障害児等療育支援実施機関と連携し、地域の在宅障がい児（者）に対して、療育指導・相談を行います。

<障害児等療育支援事業の実績と見込み>

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
障害児等療育支援事業	か所	5	5	6	7	8	8

- 第7期計画の見込量における推計方法
直近の実績を踏まえて見込む。

12. 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

聴覚障がい者及び盲ろう者の自立と社会参加を図るため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳、介助員の養成を行います。(県との合同事業)

引き続き、制度の周知広報を適切に行い、人材の養成と確保に努めるとともに、高齢化により減少傾向にある手話通訳士の養成と確保にも努めます。失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業については、今後、対象者や需要の把握を行いつつ、実施について検討を行います。

<専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業の実績と見込み>

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
手話通訳者養成研修事業	人/年	10	5	8	8	8	8
要約筆記者養成研修事業	人/年	5	8	7	7	7	7
盲ろう者向け通訳・ 介助員養成研修事業	人/年	5	9	7	7	7	7
失語症者向け意思疎通 支援者養成研修事業	人/年	-	-	-	検討	検討	検討

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

※手話通訳者養成事業については、2カ年間のカリキュラム修了者数を計上

■ 第7期計画の見込量における推計方法

令和3年度(2021年度)及び令和4年度(2022年度)の実績の平均で見込量を算出する。

13. 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

盲ろう者等の円滑な意思の疎通を支援する通訳・介助員を派遣します。

＜専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業の実績と見込み＞

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
盲ろう者向け 通訳・介助員派遣事業	件/年	217	157	157	177	177	177

※令和5年度（2023年度）は実績見込み

■ 第7期計画の見込量における推計方法

令和3年度（2021年度）、令和4年度（2022年度）、令和5年度（2023年度）の実績と実績見込みの平均で見込量を算出する。

14. 日中一時支援事業

障がい者等の家族の就労支援および日常的に介護している家族の一時的休息のため、障がい者等の日中における活動の場を確保します。また、対象となる方がサービスを利用できるよう事業の情報発信、周知に努めます。

＜日中一時支援事業の実績と見込み＞

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
利用者数	人/月	54	51	78	73	69	64
4月1日時点の事業所数		35	35	36			

※令和5年度（2023年度）は実績見込み

■ 第7期計画の見込量における推計方法

令和5年度の実績見込みにコロナの影響を受ける前のH28～H31の平均伸び率を乗じる。

15. 福祉ホーム事業運営費助成

住居を必要としている障がい者に、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。

<福祉ホーム事業運営費助成の実績と見込み>

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
福祉ホーム事業 運営費助	か所数	2 (0)	2 (0)	2 (1)	2 (1)	2 (1)	2 (1)
	人	4	5	30	30	30	30

※ () 内は助成対象施設のうち市内にある施設

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

■ 第7期計画の見込量における推計方法

令和5年度(2023年度)の実績見込を踏まえて見込量を算出する。

16. 訪問入浴サービス事業

障がい者等の居宅を訪問して浴槽を提供し、身体の清潔保持等のため入浴の介護を行う。また、対象となる方がサービスを利用できるよう事業の情報発信、周知に努めます。

<訪問入浴サービス事業の実績と見込み>

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
利用者数	人/月	18	18	18	18	18	18
4月1日時点の事業所数		5	5	5			

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

■ 第7期計画の見込量における推計方法

現利用者数及び直近の伸び等から、利用者数の見込みを算出する。

17. 生活支援事業（視覚障がい者の生活訓練）

障がい者の自立と社会参加を促進するため、視覚障がい者を対象に日常生活上必要な訓練・指導を行う。支援を必要としている視覚障がい者が制度を利用できるよう、関係機関と連携しながら周知広報に努めます。

＜生活支援事業（視覚障がい者の生活訓練）の実績と見込み＞

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
利用者数	人/年	44	52	65	54	54	54

※令和5年度（2023年度）は実績見込み

■ 第7期計画の見込量における推計方法

令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）の実績及び見込みの平均で見込量を算出する。

18. 障がい者スポーツ大会

障がい者等が、競技等を通じてスポーツの楽しさを体験し、競技力の向上を図るとともに、障がいについて市民の理解を一層深め、障がい者等の社会参加の促進に寄与することを目的として開催します。政令市移行に伴い、平成24年度（2012年度）より県市共催で「くまもと障がい者スポーツ大会」を実施しています。

＜障がい者スポーツ大会の実績と見込み＞

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
開催の有無	有無	有	有	有	有	有	有
利用者数	人	0	260 (109)	383 (175)	480 (200)	500 (210)	520 (220)

※（ ）内はうち市内在住参加者

資料編

第7期熊本市障がい福祉計画及び第3期熊本市障がい児福祉計画 策定経緯

本計画の策定にあたっては、障がい者団体や家族会の方、福祉関係者、学識、公募委員等で構成される「熊本市障害者施策推進協議会」で審議をいただきました。

障がいのある人を対象としたアンケート調査や特別支援学校に通う生徒への障がい福祉サービス利用意向の調査を実施し、障がいのある人の日常生活の状況や、福祉サービスの利用状況・利用意向、ニーズ等を把握し見込み量を設定するとともに、障がい者団体への意見照会を行い、より障がいのある方の意見を反映した計画を策定しました。

期 日	内 容
令和5年(2023年)8月7日	令和5年度(2023年度)第1回熊本市障害者施策推進協議会 ・計画策定にあたっての基本的な考え方、計画骨子の説明 ・第6期熊本市障がい福祉計画及び第2期熊本市障がい児福祉計画 進捗状況報告
令和5年(2023年)11月2日	令和5年度(2023年度)第2回熊本市障がい者自立支援協議会 ・計画策定にあたっての基本的な考え方、計画骨子の説明
令和5年(2023年)9月	・障がい福祉に関するアンケート ・県内特別支援学校進路意向(障害福祉サービス利用意向)調査
令和5年(2023年)11月16日	令和5年度(2023年度)第2回熊本市障害者施策推進協議会 ・第7期熊本市障がい福祉計画及び第3期熊本市障がい児福祉計画 (素案)について
令和5年(2023年)11月	障がい者団体への意見照会
令和6年(2024年)1月	パブリックコメント実施
令和6年(2024年)2月6日	令和5年度(2023年度)第3回熊本市障がい者自立支援協議会 ・第7期熊本市障がい福祉計画及び第3期熊本市障がい児福祉計画 (素案)について
令和6年(2024年)2月29日	令和2年度(2020年度)第3回熊本市障害者施策推進協議会 ・第6期熊本市障がい福祉計画及び第2期熊本市障がい児福祉計画 (最終案)について
令和6年(2024年)3月	第6期熊本市障がい福祉計画及び第2期熊本市障がい児福祉計画決 定

熊本市障害者施策推進協議会委員

※五十音順、敬称略

氏 名	役 職 等
相藤 絹代	熊本大学・熊本学園大学 非常勤講師
植田 洋平	特定非営利活動法人 自立生活センター ヒューマンネットワーク熊本 事務局長
小山 登代子	社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会 会長
堅島 陽子	熊本市手をつなぐ育成会 副会長
木下 裕俊	社会福祉法人 志友会 くまもと江津湖療育医療センター 施設長
古閑 縁	熊本市社会福祉施設連合会 委員
古城 里美	熊本県弁護士会
作田 和人	熊本障害者職業センター 所長
高田 征浩	公募委員
高三瀨 晋	熊本県健康福祉部 子ども・障がい福祉局 障がい者支援課長
竹内 賢二	熊本市立平成さくら支援学校 校長
玉垣 和子	熊本県中小企業家同友会 ダイバーシティ委員会 委員長
多門 文雄	熊本市身体障害者福祉協会連合会 会長
福富 順子	熊本県難病・疾病団体協議会 副代表
松村 和彦	熊本県自閉スペクトラム症協会 副会長
水田 博志	熊本市病院局 病院事業管理者
宮田 喜代志	熊本市心の障害者家族会 会長
村上 泰幸	一般社団法人 熊本県精神障害者福祉会連合会 理事
山田 浩三	アス・トライ 代表
山野 克明	熊本保健科学大学リハビリテーション学科 生活機能療法学専攻 教授

令和3年（2021年）3月現在

**第7期熊本市障がい福祉計画
第3期熊本市障がい児福祉計画**

令和6年（2024年）3月計画決定

熊本市健康福祉局障がい者支援部 障がい福祉課
〒862-0971 熊本市中央区大江五丁目1番1号
電話 096-361-2519 FAX 096-366-1173
メール shougai-fukushi@city.kumamoto.lg.jp